

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
132	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の調査エリアの改善	調査エリアと自治会エリアを一致させる、または、市町村の裁量によって調査エリアと自治会エリアを一致できる等の修正・変更ができるようにする。	国が定める調査エリアは、地域コミュニティの基礎エリアとなる自治会エリアと大幅に乖離し、複数の自治会にまたがっているため、調査員は各自治委員など多くの関係者と接触し、協力を求めながら調査を行っており、非常に効率が悪く、また、調査員の募集にあたっては、地域自治の基礎的なエリアとなる自治会の自治委員に依頼をして、調査員を推薦してもらう方法で募集を行っている。しかし、近年の高齢化、集落の人口減のため、調査員のなり手がなく、見つかからない場合は、しかたなく自治委員をお願いして調査員をやっていたことが多い。そのような状況で、自治委員からは「今のやり方では、調査区が自分の自治会の範囲を越えているので分からない。」「自分の自治会のエリアの調査区なら何とか把握できるので調査員をしてもよい。報酬を下げてでもよいから自治会単位の調査区域にしてくれないか。」という声があがっている。	総務省	山形市、福井市、豊橋市	○担当する調査区が複数の自治会にまたがってしまっていることで、自治会推薦をお願いすることが出来なくなる場合がある。調査区と自治会が同じエリアになることで、依頼をしやすくなり、担当の調査員も調査区内を巡回しやすくなる。 ○当市においても、大規模調査の調査員の推薦については各行政区長に依頼しているが、調査区が複数の行政区にまたがっていることで、「自分の行政区以外の部分は調査しづらく負担が大きい」等の声があがっており、調査員の確保や調査の効率的な実施の妨げとなっている。 ○当市においても、一部の町内会及び自治会等(以下、町内会と記載)から、国が指定する調査区の範囲と町内会の範囲が異なっているため、調査員を受け入れることができない旨の申出を受けているところである。
133	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の定数の改善	調査員の定数については、委託費の範囲内で市町村の裁量によって調査員1名の業務を複数名で分担できるようにする。	調査員を募る中で、限られた時間の範囲内なら調査員をやってもいいという方がいるが、統計局が示す市町村事務要領において、調査員は都道府県から示された人数を配置することとされており、市町村に裁量の余地がないため1調査区に複数の調査員をあてるなどの柔軟な対応ができない。	総務省	山形市、那須塩原市、豊橋市、田原市、串本町、高松市、宇和島市	○登録調査員が減少する中、調査員の確保が難しくなっている。予定がある人、一部なら従事が出来る人などが補い合うことが出来れば、より調査員を確保しやすくなる。 ○調査員の人数について、定められた人数によらず、委託費の範囲内で市町村が独自に決定することができれば、調査員の確保が現状より容易になる場合がある。 ○国の手引きによると、調査員は原則、3調査単位区に一人の割合で配置、もしくは、地域の实情により2調査単位区に一人の割合で配置するよう推薦することとしているが、調査員の高齢化や仕事を持ちながら調査員業務を行っている人も多く、県内の市町においても、調査員の負担を軽減させるよう、例えば一人が受け持つ調査単位区数を減らしてほしい旨の意見は出ている。 ○調査区の範囲が広範囲にわたる場合等は調査員の確保が難しく、地域の实情に合わせて複数の調査員を配置したいケースがあるが、柔軟な対応ができない。 ○同調査では調査員1人2調査区区か3区で、原則各区がとびとびの位置であるが、1区で面積が広大な地域については1人1区配置できれば地元の方に調査員を頼みやすいが2区は頼みにくい場合がある。
134	豊後高田市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)に係る調査員の民間委託	市町村が行うこととされている事務(法定受託事務)を、(市町村を経由しないで、)国が直接民間委託できるようにする。	本市では、調査員等の担い手を自治委員や地域の方へ探してもらったり、登録調査員を活用しながら推薦を行っているが、過疎・高齢化が進む中、担い手を確保することが年々難しい状況にある。また、インターネット回答の導入等により、事務が複雑化・煩雑化しており、市町村職員にとっても負担となっている。	総務省	山形市、ひたちなか市、那須塩原市、所沢市、荒川区、福井市、越前市、長野県、諏訪市、高山市、浜松市、豊橋市、津島市、西尾市、田原市、寝屋川市、南あわじ市、串本町、出雲市、高松市、宇和島市、大牟田市、大村市	○当市においても、調査員の高齢化、働き方の多様化等により、基幹統計調査に係る調査員の確保には苦慮しているところであり、登録調査員の他、過去の調査経験者にも依頼している状況が続いている。 ○首都圏の住宅地である当市も調査員不足は問題であり、今回の住宅・土地統計調査は、調査員ひとりひとりの担当調査区の増加によって対応したが、調査員の負担の増加によって、交通事故や紛失事故のリスクが高まる。 ○当市の調査活動は登録調査員の中から推薦している。現在の登録調査員は高齢化が進み、新規登録調査員の確保に努めてはいるが厳しい状況である。そのため、多くの調査員を必要とする調査は、担い手を確保することが困難になってきている。その他にも、インターネットやタブレットを使用した調査も増えてきており、高齢の調査員は苦手意識が強く、調査の担い手の確保に苦慮している。 ○調査員確保が年々困難となる中、調査員調査のやり方は、事故等安全対策面のリスクが高まる。委託手続き、相手先の不在、経費が折り合わないなど、市町村が委託できる環境にない。 ○当市においても調査員のなり手不足が課題となっており、自治会からの協力も得ながら確保している状況にある。しかし、近年は定年延長(再雇用)の一般化も影響し、地域活動における担い手不足が深刻化している。 ○調査員の確保につなげるために、調査内容を理解しやすい説明資料の作成や問合せ対応など、調査員事務の負担軽減に取り組んでいるが、その取組により市職員の手間と時間を要している。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>住宅・土地統計調査は、国勢調査調査区から標本(調査区)の層化抽出を行っているため、本調査の調査員は、抽出された国勢調査調査区のエリア内において調査活動を行っている。</p> <p>国勢調査の調査区を、自治会に基づく範囲に修正することについては、平成27年国勢調査実施後に、地方公共団体から同様のご意見等を頂戴していたことから、これに対応するため、令和2年国勢調査の調査区の設定事務(令和元年度に総務省が地方公共団体に委託して実施)においては、「調査区設定の手引」を修正し、市町村の必要に応じて自治会の範囲に基づき境界の修正等を行うことができることを記載したところである。</p> <p>このとおり、国勢調査の調査区設定において、市町村の必要に応じて境界の修正等に係る事務を行うことにより、調査区と自治会のエリアを一致させることは可能であり、本件提案については既に対応済と考えている。</p>	<p>回答の趣旨については承知した。「調査区設定の手引」を確認し、対応してまいりたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>
<p>住宅・土地統計調査の市町村事務要領では「調査員は、都道府県から示された人数を選考する。」としているが、ここで示す調査員数は、調査員数の上限値(=委託費の交付額)であり、市町村は示された調査員数の枠内で調査員を調査単位区ごとに配置することが可能となっている。</p> <p>また、本調査については、原則として、3調査単位区に1人の割合で調査員を配置することとしているが、調査単位区内の住戸の疎密等の状況に応じて一部の調査単位区内においては2調査単位区に1人の割合で調査員を配置することも認めている。</p> <p>加えて、市町村事務要領では明記していないものの、運用上は1人の調査員が1調査単位区のみを担当することとも認めており、この点は全都道府県に対してFAQにより周知している。</p> <p>このように本調査においては、市町村の状況に応じた調査員の配置についての裁量を与えているところであり、通常の1調査員の事務(3調査単位区)を複数の調査員で分担することも可能な仕組みとなっているが、現行の市町村事務要領における記載内容が市町村に誤解を与えているため、次回の本調査の実施に当たっては、市町村に誤解を与えないよう市町村事務要領の修正を行いたい。</p>	<p>回答の趣旨については承知したが、複数の共同提案、追加共同提案が挙げられたように、地方公共団体への周知が不十分と思われるため、事務要領の修正については確実に行っていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>
<p>住宅・土地統計調査は、全国の住宅等及びこれら居住する世帯のうち、約370万の住宅等を抽出して実施する日本最大規模の標本調査であり、その実施に係る業務については、地域を熟知し調査対象となる国民に身近な存在である地方公共団体を通じて調査を実施することが、有効な調査票の回収を促進するなど、国勢の基本に関する統計の確実かつ効率的な作成に資すると考えられるため、法定受託事務として地方公共団体に委託をしている。また、本調査は、約10万人の統計調査員が実査に従事するものであるが、現状ではこの規模の統計調査に対応できる民間事業者は存在しないと考えている。</p> <p>一方で、地域を限定した民間委託であれば、民間事業者でも受託可能性があり、地方公共団体にとっても、統計調査員を自ら管理することに伴う業務が軽減され、調査の実施に係る職員の業務内容の効率化を図る手段として活用できることなどから、本調査の実査事務については、地域の実情に応じて市町村単位で民間委託を可能とする仕組みを制度上措置しているところである。(統計法施行令別表第一備考一)</p> <p>今回の提案については、法定受託として地方公共団体に委託している事務を国の直接執行事務として位置付け直すといった措置が必要となるが、こうした措置をとるためには、全国を通じて、調査を適切に行い得る民間事業者が安定的に存在することが前提となるため、現状では対応が困難であるものの、「具体的な支障事例」の内容については、既に講じている仕組みの中で解決が可能な事例もあると考えている。</p> <p>また、調査員の高齢化等に伴い市町村によっては調査員の確保が困難となってきている状況は承知しており、調査員の確保対策は重要な課題と認識している。次回調査の検討を行う中で、令和2年国勢調査の取組などを参考にしながら、検討を進めてまいりたい。</p>	<p>全国的な民間委託が困難である旨については承知した。</p> <p>ただし、回答の中で、「地域を限定した民間委託であれば、民間事業者でも受託可能性があり」とあるが、調査に関する説明会の中で、「民間事業者に委託できるのは、調査区がマンションだけである」など要件に制限がある説明を受けている。平成30年調査の市町村事務要領においても、共同住宅、社会福祉施設等における調査員事務の委託以外に委託に係る事項はなく、民間委託が可能なのであれば、それがわかるように事務要領を改めていただきたい。</p> <p>また、調査員の確保は地方にとって喫緊の課題であるため、引き続き対策を講じていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
135	川崎市	地方交付税法第17条の3における交付税検査の簡素化	地方交付税法第17条の3における交付税検査の検査対象期間において、当該自治体がいずれの年度も普通交付税不交付団体(※調整不交付含む)だった場合、実地検査ではなく書面検査を原則とするよう見直しを行う。具体的には、各普通交付税不交付団体において自主的に検査対象期間の算定について検査を行い、総務省指定の調査様式にて結果を報告するとともに、必要な根拠資料を送付する。質疑等があれば書面でやり取りする。総務省において書面検査のほかに実地検査が必要との判断に至った場合にのみ、実地検査を行う方式に変更する。	検査は3年に1度、前回検査年度以降3箇年分をまとめて行われる。実地検査に先立って事前調査様式の作成を依頼され、こちらをそれぞれの年度について作成し、基礎数値算定の根拠資料とともに当日、検査会場へ全て持ち込んだ上で基礎数値の錯誤等の確認を受ける。検査対象となる基礎数値項目は各年度の交付税算定同様、膨大かつ多岐に渡るものであり、何千もの項目について数箇月程度をかけ、全庁的に確認作業及び調査票の作成を行う。その上で実地検査は2～3日かけて行われ、その間は膨大な資料の持ち込み、検査当日の説明、立ち合い、記録等、財政当局ほか各局連絡担当者及び担当項目の説明に係る所管部署担当者も数多く対応に当たる。実際の検査では当初算定から変動があった数値(錯誤)を中心に根拠資料をもとに一つ一つ説明する形が取られており、その場で突発的な指摘もしばしばあるため、広く準備を要するほか、その場で答えきれないものについては後日対応となる場合もある。	総務省	平塚市、豊橋市、豊田市、京都市	○提案市同様、事前の準備に多くの時間を要している状況である。また、当日同席してもらった担当課が多く、その時間調整や膨大な資料の搬入など、財政当局及び事業担当課ともに多くの負担が生じている状況である。 ○3年に1度行われる地方交付税法第17条の3における交付税検査の実地検査については、2日にわたり財政部局の担当者及び担当項目の所管部署担当者が対応している。実地検査が書面検査になることで、事務担当者の事務の軽減及び確認作業の効率化が図られると考える。
138	玉野市	老人福祉法の届出書類等の簡素化	介護サービス事業者の申請等に係る文書量の削減の観点から、介護保険法施行規則等の改正が行われたことを踏まえ、同様の観点から、老人福祉法施行規則を見直し、届出書類等の簡素化を求める。	介護サービス事業者は、介護保険法及び老人福祉法双方に規定される事業者であるため、それぞれの法律に基づく書類を作成する必要があり、申請や届出に際して大きな負担が生じている。また、自治体においても相応に事務処理負担が発生している。 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組む。」とされ、これを受けて、介護保険法施行規則等が一部改正されている。この帳票等の文書量半減の取組は、①政府をあげて取り組んでいる「介護離れゼロ」の実現に向けた取組の一環であるとともに、②各介護サービス事業者や利用者の負担の軽減に資する取組であるが、介護サービス事業者は、老人福祉法上の書類を作成する必要もあるため、文書量削減の取組の効果を十分に発揮させるためには、老人福祉法施行規則の見直しも必要である。	厚生労働省	千葉県、千葉市、八王子市、新潟県、浜松市、名古屋市、堺市、八尾市、岡山県、愛媛県、福岡県、宮崎市	○事業所の事務手続きの負担軽減になる。 ○介護保険サービス事業所として指定を受けたことにより、老人福祉法としての届出が必要であることを認識していない事業所が多く、届出の受理等以外にも、個別に事業所に対して説明等行う必要があり、自治体として業務の負担になっている。また、事業者としても、指定のために2種類の届出を行わなければならないだけでなく、変更内容によっては届出の有無が異なり、事務が煩雑である。この求める措置により、文書量の削減や自治体及び事業者の負担を軽減できる。具体的には、新規指定では50件のうち32件、廃止届出は53件のうち40件及び変更届出1,255件のうち941件が二重の届出となっている。老人福祉法の届出が簡素化されれば、事業者と自治体で約2,000枚の文書量及びこれらに基づく書類審査や事務手続きが削減・軽減できる。 ○窓口での書類審査や事務処理に時間がかかっており、老人福祉法施行規則の見直しは業務量削減につながると期待できる。 ○介護保険法と老人福祉法の整合性が取れていないため、改正前と比べ事業所の届出間違いが増加した。 ○事業者の提出すべき書類が多く、事業者、市双方に事務負担がかかっているため支障がある。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>地方交付税法第17条の3において、「交付税の額の算定に用いた資料に関し」検査を行わなければならないとしている。「普通交付税の算定に関する資料」とは、総務大臣の定める様式のほか、道路台帳、河川台帳、港湾台帳、漁港台帳、公園台帳、恩給台帳、公債台帳等が挙げられる(普通交付税に関する省令第3条)と、膨大かつ多岐にわたるこれらの資料について、実際の施設等に基づき適正に作成されていることを含めて確認を要することを踏まえると、書面のみによる検査はなじまない。</p>	<p>交付税検査においては、交付税算出資料上の全ての基礎数値について錯誤の有無に関わらず網羅的に説明の機会を求められている状況であるが、その対象数値は膨大かつ多岐に渡るものである。過去の実地検査においては、検査時間等の関係もあり基本的に錯誤があった数値を中心に説明を行っているが、決算の性質上、検査対象年度より過年度の基礎数値分については、異動が想定されにくい公債費等の説明も求められているところ。これらは事前に行われる総務大臣の定める様式による調査での回答・根拠資料の添付で対応した内容の確認作業でもあり、説明に重複も多いものと考えられる。また、収入に係る数値など、検査費目ごとに当該団体における概況やそれら算定に係る事務手順などの説明も検査の度に行われているが、それらについても書面上で説明可能な範囲のものである。原則、書面検査とした上で、台帳等、上記書面上のみでは適正かどうかの確認が困難な場合に限り、実地検査を採用するものとする。検査の圧縮・効率化を図ることは可能である。交付団体における基礎数値の錯誤は少額であっても交付額に直結するため、僅かな錯誤であってもより厳格な検査を必要とするが、不交付団体においては、不当に交付税の交付を受ける懸念もないため、検査方法を見直す余地もあるのではないかと。また、上記事前調査にて、過去の数値の再算定の結果、不交付から交付へと転じるほどの多額の錯誤が生じることは事実上想定しにくく、上記のように必要な場合あるいは書面上の検査結果に疑義がある場合などにピンポイントで実地での調査を採用することで、事前(書面)検査においても交付税不交付という一定の結果の担保は達成可能である。</p>	<p>【豊田市】 当市は合併算定替により普通交付税の交付を受けているが、令和3年度から完全な不交付団体となる。提案市と同様に、不交付団体となった後にも交付税検査が行われ、膨大な資料の準備や財政及び事業担当課の出席といった負担が生じることを懸念している。多くの不交付団体にとって交付税検査が負担となっている現状を踏まえると、実地検査が必須だとしても検査項目を絞るなど何らかの簡素化の検討をお願いしたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>介護分野の文書削減に関しては、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)において、「文書量の削減に向けた取組について、介護分野においては、2020年代初頭までの文書量の半減に向け、国及び地方公共団体が求める文書や、事業所が独自に作成する文書の更なる見直しを進めるとともに、地方公共団体ごとに様式や添付書類の差異があるなどの課題について検討を行い、2019年中目途に一定の結論を得て、必要な見直しを進める。」とされている。このうち、「国及び地方公共団体が求める文書」については、①指定申請、②報酬請求及び③指導監査に関する文書について、順次、実態把握及び必要な見直しの検討を行っており、この一環で、指定申請については、定款・寄付行為、管理者の経歴、役員の名・生年月日・住所、資産の状況等の項目につき削除する省令改正を行い、平成30年10月1日に施行済み(平成30年厚生労働省令第80号及び第119号)。これに加えて、今年度は、更なる見直しのため、介護保険部会の下に新たに「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を設置し、介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び事業者が協働して、必要な検討を行う予定であり、同専門委員会の検討結果も踏まえ、必要な措置を講じていく予定。老人福祉法及び老人福祉法施行規則に基づく届出文書についても、同専門委員会における検討結果も踏まえ、必要な見直しを進める。</p>	<p>介護分野における文書量の半減に向け、現在、社会保障審議会介護保険部会において検討が進められているのは承知しており、今年度中に何らかの見直し方針等が示されるものと認識している。しかしながら、介護保険法施行規則等の改正により、指定申請に係る文書等から申請者の定款等については削除されているが、老人福祉法上ははまだ必要とされており、この部分については、社会保障審議会介護保険部会の専門委員会の検討結果を待たずしても所要の改正は行うことができるのではないかと。また、各介護サービス事業者は、介護保険法上の申請等とは別に、老人福祉法上の届出も行う必要があることから、真に事業者・行政双方の負担軽減を目指すのであれば、社会保障審議会介護保険部会の専門委員会において、介護保険法上の文書に限らず、老人福祉法上の文書も含めた一体的な見直しの議論が行われるべきである。加えて、事業者の適正な運営状況等を確認するには十分なものが介護保険法の指定申請時に広く網羅されていることから、老人福祉法上の届出に当たっては、介護保険法において求めている書類(収支予算書及び事業計画書等)の規定は廃止するなど、法の趣旨が異なるとも言えども、介護保険法と老人福祉法の整合性を図り、届出書類の簡素化・共通化を進めていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
140	福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、南相馬市、本宮市、川俣町、鏡石町、天栄村、玉川村、平田村、三春町、広野町、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金の一元化等	①幼保連携型認定こども園の施設整備に関する所管や制度、財源の内閣府への一元化 ②間接補助となっている文科省分の補助金について、保育の実施主体となる市町村への直接補助への変更	一つの施設を整備するに当たって、厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要があり、別々に修正等の指示があるため、厚生労働省からの指示により、文部科学省へ提出している協議書も修正となる場合が生じるなど事務が煩雑となっている。 また、文部科学省の予算が不足し、平成29年度には5市町5施設で事業費280,679千円、協議額101,935千円を文部科学省に協議したが、内示率90%で91,739千円に内示額を圧縮された一方、厚生労働省の交付金は協議した満額で内示がなされた。平成28年度には厚生労働省からは内示されたが、文部科学省に内示を保留され事業に着手できない事案があるなど、交付金制度が2つに分かれていることによる財源の不安定さ等が施設整備を進める課題となっている。加えて、厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題がある。 【県内共同提案団体からの主な支障事例】 ・ 幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」での申請が必要であり、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、2種類の書類を作成するなどの事務の負担が生じている。認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られる。 ・ 補助制度が2つになるため、事業着手するのに両方の回答をまってから進めるため、スケジュール管理が煩雑となっている。 ・ 一つの施設を整備するために厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要がある現状は事務が煩雑となる大きな要因の一つである。また、本市においても過去に文部科学省分の予算不足のため、内定額の圧縮や内定を保留され事業に着手できない期間が生じた事案があったため、施設整備に関する所管や制度、財源の一元化は必要である。 (以上のような支障があるため、申請窓口の一元化等の事務手続きの簡素化を通じて、解消することを求める)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、秋田県、千葉県、須坂市、豊橋市、豊田市、三重県、大阪府、大阪市、高槻市、茨木市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、広島市、徳島市、愛媛県、佐世保市、大村市、熊本市、大分県、宮崎県、九州地方知事会	○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。 ○協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が煩雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。また、間接補助の文科省分補助金についても、厚労省と同様に直接補助にすることにより、国の内示後の工事契約が可能になるため(現状は県の交付決定後)、円滑な施設整備が期待できる。 ○当市でも同様の支障事例があり、文部科学省の予算不足による内示額が圧縮されたため、国庫補助の不足分を市が肩代わりした経過がある。また、文部科学省と厚生労働省で内示時期の違いから工期に余裕なく、当初予定通りの開園が危ぶまれた。 ○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違いため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。 ○認定こども園の新増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。文部科学省の予算が不足し、平成29年度には2施設で内示率90%に内示額を圧縮された一方、厚生労働省の交付金は協議した満額で内示がなされた。厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題がある。 ○当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。 ○一つの施設を整備するに当たって、厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要があり、別々に修正等の指示があるため、厚生労働省からの指示により、文部科学省へ提出している協議書も修正となる場合が生じるなど事務が煩雑となっている。また、文部科学省の予算が不足し、平成29年度には5市町5施設で事業費280,679千円、協議額101,935千円を文部科学省に協議したが、内示率90%で91,739千円に内示額を圧縮された一方、厚生労働省の交付金は協議した満額で内示がなされた。平成28年度には厚生労働省からは内示されたが、文部科学省に内示を保留され事業に着手できない事案があるなど、交付金制度が2つに分かれていることによる財源の不安定さ等が施設整備を進める課題となっている。加えて、厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題がある。 ○幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」での申請が必要であり、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、2種類の書類を作成するなどの事務の負担が生じている。認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られる。 ○補助制度が2つになるため、事業着手するのに両方の回答をまってから進めるため、スケジュール管理が煩雑となっている。 ○一つの施設を整備するために厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要がある現状は事務が煩雑となる大きな要因の一つである。また、本市においても過去に文部科学省分の予算不足のため、内定額の圧縮や内定を保留され事業に着手できない期間が生じた事案があったため、施設整備に関する所管や制度、財源の一元化は必要である。 ○平成29年度に当市でも「認定こども園施設整備交付金」の協議額から90%圧縮されての内示となったことで、圧縮分を市で補填せざるをえず、市の支出が増加した。市内の保育ニーズへの対応や保育環境等を改善するために整備を実施しているにも関わらず、このようなことが起きてしまうと、整備事業を進める上での大きな障害となる。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で大規模なものとなり、事業費・補助金額の計算における両省分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なり、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業着手が出来ず、急ぎよ2か年事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。 ○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。加えて、文部科学省の予算については、本省繰越予算が当てられることがあるため、本来であれば通常の繰越の作業で済むところが、事故繰越の扱いとなり、繰越理由を整理する煩雑さも、自治体・事業者に発生する。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡易に算出できるように改善が必要である。また、財源の一元化による安定的な財源確保が期待される。 ○制度の所管省庁が複数に跨がっていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立付けが異なっていることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金に非ならず、一の施設整備において複数省庁からの交付を受ける必要があり、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならないと、事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。 ○当市においても、H29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の手間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。また、当市も同様に、文科省分の内示額が圧縮され、対応に苦慮した経験がある。 ○当県においても、認定こども園の施設整備については、申請にあたって共用部分を按分して積算するなどの非効率な事務作業が生じ、自治体、事業者ともに煩雑な手続きが必要となっています。特に、一方の財源が圧縮された場合、施設整備の推進に支障をきたすことがあります。 ○平成30年度において、両交付金を活用して整備した施設のうち約半数が認定こども園であるところ、同一の内容を厚生労働省と文部科学省に協議・申請している施設は当県でも多数ある。さらに、内示(内定)後の交付申請や支払請求の時期が同一でないことも、自治体等の事務が煩雑にしている。 ○認定こども園の新増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることがある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚労省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。 ○幼保連携型認定こども園の整備のみならず、幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園の整備についても、保育所(保育機能部分)は厚生労働省所管の保育所等整備交付金、幼稚園(幼稚園機能部分)は文部科学省所管の認定こども園施設整備交付金を使用しているところである。このため、一つの認定こども園を整備するに当たっては、厚生労働省と文部科学省それぞれに事前協議や交付申請を行う必要があり、別々に修正等の指示があるため、厚生労働省からの指示により、文部科学省へ提出している協議書も修正となる場合が生じるなど事務が煩雑となっている。全類型の認定こども園の整備は、現状において、2種類の補助金を使用しており、上記のとおり事務が煩雑である。そこで、補助を一本にまとめるため、次の制度改革が必要であると考え。 ①認定こども園の施設整備に関する所管や制度、財源の内閣府への一元化及び②間接補助となっている文科省分の補助金について、保育の実施主体となる市町村への直接補助への変更 ○申請後の交付決定にあたり、各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定なされているのに他方が未決定という状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例があった。(待機児童解消の施策に影響が生じた) ○当県においても、1施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑は事務処理が発生している。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違うため、妥当な判断が難しい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 <p>等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。間接補助となっている認定こども園施設整備交付金については、都道府県と法人間の補助事業もあるため、市町村への直接補助への変更は困難であると考ええる。</p>	<p>1 これまで対応が図られてきた事務手続きの負担軽減対策の効果を否定するものではないが、内閣府への一元化を求める背景として、一つの施設を整備するに当たって、2種類の交付金が、それぞれ別の省庁から直接補助と間接補助という方法により交付されているという現状は変わっていないことがある。幼児教育・保育の無償化に当たり幼稚園就園奨励費補助事業が廃止となり内閣府に移行したように施設整備に関しても内閣府へ制度・財源を一元化することにより、地方公共団体の事務手続きの負担軽減と安定的な財源確保による円滑な施設整備に繋がるとの認識で提案を行ったものであり、関係省庁から「内閣府への一元化」に対する見解を回答願います。</p> <p>2 現在、本県では県から法人への補助は行っていませんが、都道府県と法人間の補助事業がある場合であっても、所管省庁や関係市町村との情報共有により県と法人間の補助事業に必要な情報の把握がなされればよく、直接補助への変更は事務手続きの負担軽減と円滑な交付金の交付というメリットがあるものと考えます。なお、厚生労働省の保育所等整備交付金は直接補助となっていることから、同様の仕組みにより、認定こども園施設整備交付金についても市町村への直接補助へと変更することも可能と考えますので、再度検討願います。</p>	<p>【大阪府】 回答いただいている対応では、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。 申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。</p> <p>【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【広島市】 これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 認定こども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
141	高島市	空家等対策の推進に関する特別措置法上の個人情報の取り扱いについての見直し	空家等対策の推進に関する特別措置法において、行政が把握している相続人の情報を関係する他の相続人に提供する際に、本人の同意を得なくても情報提供できる旨の規定を設けていただきたい。	問題が発生するような空家については、相続人が、自らが相続人であるということを行行政からの連絡を受けて初めて知ったり、相続人同士が絶縁状態になってしまったりしていることが少なくない。本市においては、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項に基づく指導又は助言を行う際に、相続人に適正管理を促す連絡を出すと、受け取った相続人から、自らだけでは判断がつかないで、他の相続人の連絡先を知っていたら提供してほしいと言われることがかなり多い。本市は他の相続人の情報を把握しているにも関わらず、第三者に対する情報提供が法の規定上可能ではないために、情報の提供を行うことができず、相続人同士の協議が進まず、空家対策が停滞する事態が生じている。また、ある相続人が、空家対策に消極的であるために情報提供に関する同意を拒否したために、積極的である他の相続人が行動を開始することができないといったケースもある。同意を得られる場合であっても、適正管理を促す連絡を受けてから、再度、他の相続人に対して、情報提供に関する同意依頼を发出し、同意を得た上で依頼人である相続人にその情報を提供する、といった段階を踏んでいると、最初の適正管理依頼の連絡から、相続人同士の連絡体制が確保されるまでに、1～2週間を要することになってしまい、事務が非効率なものになってしまう。(同意依頼を发出しても、全ての相続人が返送してくれるとは限らない)また、適正管理依頼の发出後には、他の相続人の情報を求める電話への対応に追われることもあり、「相続人同士の連絡体制を整備する」という業務が、かなりの負担となっている。	総務省、国土交通省	室蘭市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、川崎市、浜松市、草津市、加古川市、大牟田市、大村市、五島市、宮崎市	<p>○本市の事例においても、相続人が複数人に渡る場合で、特定の相続人が問題解決に向けた司法書士等を介して他の相続人との連絡を取って進めている例がある。但し、支障事例にあるように全員と連絡が取るのに難航している状況である。今後、増加していく空家等の問題に対しスピーディーな解決を図るためにも、個人情報等に保護についてある程度緩和される必要があると考え。</p> <p>○当市でも、提案市同様の問題が発生している。相続人が複数存在し、他の相続人を全く知らない場合があり、お互いに話をすることは不可能である。当市では、他の相続者が知りたいのであれば、弁護士に調べてもらうよう伝えているが、費用が莫大にかかるため、実際には動いてもらえない。</p> <p>○本市において、相続人が多数いるにも関わらず相続がされず、法定相続人が多数となっている場合、各相続人への通知等は、通知人の名前の他は相続人の数しか示していない(税情報に合わせている)ため、相続人同士がつながらず、問題が進展しないケースは多い。</p> <p>○相続人が多数に上るケースで、相続に向けて前向きに動いてくれそうな相続人に行き当たることもあるが、相続人が多数であること、またその情報を提供することができないことを聞くと、そこで諦めてしまうケースを何度も見た。また、市からの助言・指導の通知を見た相続人から、被相続人からの関係(相続関係図)の説明を求められることもあった。市が行った相続人調査と同等の調査を個人で行うのはほぼ無理であり、司法書士等に依頼した場合も金銭的に割り合わない。</p> <p>○本市においても、空家対策の推進に関する特別措置法第14条第1項に基づく指導又は助言を送付した場合、受け取った相続人から、他の相続人の連絡先を提供してほしいと言われることがあるが、法の規定で第三者への情報提供ができないので、相続人同士の協議が進まないため、空き家対策が停滞する例も少なくない。相続人からは空家の存在すら知らず、相続人同士が全く知らない場合もあったが、連絡先の提供に同意を得て提供を行い、相続人同士で話し合い解決に向けて進展するケースもある。しかし、すべての相続人が連絡してくれるわけではないので(無視、何の連絡もない場合もある。)相続人の情報提供の同意を得るのに一定期間を要するので事務が非効率になる。</p> <p>○相続が何世代かにわたる場合、相続人同士が連絡先を知らないケースも多い。1人の相続人が、相続協議の目的で、他の相続人調査をすることはできるが、手間と費用をかけたがらず、自治体に取りまとめてくれれば協議に応じると主張されることがある。</p> <p>○当市でも老朽の進んだ空家があり、特定空家への認定のため立入調査をおこなった案件があるが、対象が区分所有の長屋である。このため、各所有者に今後、指導、助言等の文書を送付することになるが所有者間の情報共有を行うことができないために解体等を進めようとしても困難な状況になると考えられる。所有者1名からは、解体を行いたい、他の所有者の情報について調べているが相続登記がなされていないため現在の所有者と連絡をとることができないので情報提供頂きたいと相談を受けている。</p> <p>○本市においても、老朽危険空き家の相続人に対して指導を行った際に、複数の相続人がいる場合は、ひとりでは判断できないと言われることが多々ある。しかし、他の相続人とは付き合いがなく、連絡先も知らないと言われるため、すべての相続人に対し、市から連絡をとらなければならぬ。本来、相続人同士で解決すべき問題であるにもかかわらず、市が間に入っていくことを得ない状況となっており、この事務に過大な時間と労力を要している。市から相続人の情報を相続人同士に提供することができれば、相続人間で円滑に協議調整を図ることができ、老朽危険空き家の問題解決につながると思える。</p> <p>○問題が発生するような空家については、相続人が、自ら相続人であるということを行行政からの連絡を受けて初めて知ったり、相続人同士が絶縁状態になってしまったりしていることが少なくない。当市においても、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく指導又は助言を行う際に、相続人に適正管理を促す連絡を出すと、受け取った相続人から、自らだけでは判断がつかないで、他の相続人の連絡先を知っていたら提供して欲しいと言われることがある。この場合、行政が他の相続人の情報を把握しているにもかかわらず、第三者への情報提供ができないことにより、改めて情報提供に関する同意書を発送したり、同意を拒否されるなどのケースも想定され、空家対策が停滞する事態が生じてしまう。</p> <p>○空家については、数次相続などにより、所有者(法定相続人)が、自らが相続したことはもとより、不動産の存在そのものすら知らないことも多く、また、相続人相互の面識が無いことも多々ある。そのような場合、市から相続人各々に通知を送っても、他の相続人を知らないことから、空き家に対する措置に責任感を持っていなかったり、措置(売却等含む)をあきらめてしまい、放置されたままとなることが多い。また、そもそも市からの通知に全ての所有者から反応があるわけでもないことから、市が調整を行うことも困難である。</p> <p>○本市においても、相続人同士の絶縁・疎遠な関係に起因した管理不全状態のケースが多数ある。なかには法定相続人が数十人に及ぶケースもあるが、相続人全員に対して同時に指導することは事務的に混乱を招くおそれがあることから、相続をまとめることができるキーマンを探すことから始めることとしている。しかしながら、ほとんどの相続人は当事者意識が低く、キーマンを見つけることは非常に難しく事務の負担となっている。</p> <p>○相続人のうちの一人が認知症にかかり、他の相続人はすでに相続放棄をしているので関係ないと言い張っているケースがあり、事情を伝えたくても伝えられず対応に苦慮している。</p>
144	千葉県 【重点45】	不動産取得税に係る登記情報電子データの提供	不動産取得税の課税資料として、都道府県知事が登記情報の電子データの提供を受けられるよう、地方税法において、規定を創設していただきたい。(法務局と市町村間による登記情報の提供においては、同法第382条による規定が設けられている。)また、現行の制度内においても電子データを提供することが可能であるならば、その旨を関係機関(各都道府県等)に対し、通知等により周知していただきたい。なお、登記情報の電子データを都道府県が活用できることとなった場合は、月1回程度の提供を受けることが望ましい。	<p>【課税制度】</p> <p>不動産取得税は、地方税法第4条第2項第4号の規定により道府県が課するものであり、不動産を取得した者に対して課される税金である(同法第73条の2第1項)。不動産の取得の事実については、不動産の取得者による申告(当該不動産の所在地の市町村を経由)又は不動産の所在する市町村長が自ら取得の事実を発見した場合に、都道府県知事へ報告する旨が規定されている(同法第73条の18)。</p> <p>【支障となっている業務】</p> <p>不動産取得税の適正な課税を行うに当たっては、申告があった場合はその内容が真正なものであるかを確認するため、また、申告がなされない場合は、所有権取得の事実を捕捉するため、官公署への協力要請(地方税法第20条の11)により県税事務所職員が法務局へ赴き、登記申請書簿冊を全て閲覧し、所有権移転登記に係る登記情報を書き写しており、膨大な作業を要している。(平成30年度における登記申請書の閲覧・書き写しについては、千葉地方法務局及びその支所等15か所へ、地域を管轄する県税事務所職員が毎月4回程度(1回に2～4人)赴き、約10万件を書き写している。)</p> <p>【規制緩和の必要性】</p> <p>この収集方法は、調査に多くの時間及び人員を必要とし、また、書き写し誤り等による課税誤りの恐れがある。</p> <p>【解決策】</p> <p>「求める措置の具体的内容」とおり。</p>	総務省、法務省	青森県、岩手県、福島県、栃木県、神奈川県、富山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県	<p>○当県においては、登記所に向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としている。資料が紙ベースであることから、賦課入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。</p> <p>○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に出向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集漏れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。</p> <p>○登記情報サービスは、費用面で利用できない状況である。</p> <p>○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で127件、約958万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>個人情報を当該個人の同意なく提供することを認める規定を法制度として設ける場合、提供後に個人情報が適切に扱われることが必要になるものと考えられるが、ご提案にある個人情報の提供先とされる相続人は個人情報を適切に扱えるか不明な者である。また、例えばDV加害者に対してDV被害者の連絡先等の情報を提供してしまうようなケースも想定される。</p> <p>これを踏まえれば、同意を得ることによる相続人の個人情報保護及び行政に対する信頼と本提案が目的とする業務の効率化を比較考量した際に、後者が優越するとは言えないため、本提案について法令上の措置を講じることは困難である。</p> <p>なお、上記のような事情は、空き家対策以外の地方公共団体の業務においても、個人情報を利用する場合には当てはまることであると考えられ、そもそも空家法の問題として議論すべき内容ではないと考える。</p>	<p>戸籍法及び住民基本台帳法においては、相続人が相続手続等のために別の相続人の連絡先を取得する必要がある場合等には、市町村長は申出をする者に対し、本人の同意の有無に関わらず戸籍謄本や戸籍の附票を交付することができることとなり、相続人同士が、お互いの権利の行使又は義務の履行をするために申請を行う際には、本人の同意の有無に関わらず市町村長は情報を提供することが可能と解することができる。</p> <p>空家法第3条の規定により空家の所有者に適切管理の責務があることを踏まえれば、特に相続人が空家の管理という自己の義務の履行のために別の相続人の連絡先を得ようとする場合に、市町村長が本人の同意の有無に関わらず情報を提供できるようにすることは戸籍法及び住民基本台帳法とも整合的であると思われる。</p> <p>上記のとおり、空家の所有者に対し適切管理の責務を規定しているのは空家法であり、追加共同提案団体の支障事例にも示されているとおり、空家対策の窓口において現に全国的に生じている問題を解消し、空家対策業務の円滑な遂行を可能とすることを目的とする提案であるため、空家対策の問題として認識していただき、法定化を含め、具体的な支障を解消する方策を検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案団体との間で十分確認を行うことを求める。</p>
<p>【総務省】 現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく伺いながら、法務省と必要な対応を検討してまいりたい。</p> <p>【法務省】 要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。</p>	<p>地方税法第73条の18及び第73条の22では、市町村が不動産の取得の事実を把握した場合には、不動産の価格と合わせて都道府県に通知することとなっている。</p> <p>今回、登記情報の電子データが登記所から市町村に提供され、かつ、そのデータについて市町村が都道府県に提供することを法務省が許容すれば、将来的には都道府県もデータの取得が可能になる、という考え方はこの規定を踏まえたものと考えられる。</p> <p>しかし、令和2年1月の法務省システム更改によるオンライン化に先立ち、平成18年3月から、登記所と市町村の間においてUSBメモリーによる電子データの提供が可能とされているが、実態としては、県内市町村において登記所の電子データを活用している例は把握していない。要因は複数考えられるが、主に市町村が課税業務に電子データを活用するためには多額の費用を要し、簡単には対応できないためと考えられる。</p> <p>したがって、今後、オンライン化の環境が整備されたとしても、市町村が登記所の電子データをシステム利用できる環境を整えない限り、市町村が登記所から電子データを取得し、そのデータが都道府県に提供されるという状況は実現しない。</p> <p>こうした状況の中、早期に提案事項を実現させるためには、地方税法による規定整備または関係機関との協力関係の確立によって、都道府県が登記所から電子データを直接取得することが最良であるとともに、現制度下の支障を改善する地方分権改革の趣旨にも沿うものと考え、提案したものである。</p>	<p>【鳥取県】 登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先は市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っておらず、法務省のシステム更新がなされる令和2年度以降においてもシステム改修費用のメドがつかないことや、台帳と登記とのずれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意思はなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが遠い将来のことになってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務局から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。</p> <p>【山口県】 本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないことから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の事務効率化に繋がりにくい。</p> <p>それに加え、課税漏れの懸念や補足情報収集が必要であることから、当初から登記所で登記申請資料を閲覧し、情報収集しているが、手書きでの調査となるため、多大な時間や人的労力を費やし、大きな負担となっている上、転記ミスによる課税誤りの恐れもある。</p> <p>事務の効率化及び正確な課税の確保のために、登記所から都道府県への電子データによる通知の早期の実現をお願いしたい。</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
145	千葉県	医師法、歯科医師法、薬剤師法(以下、「医師法等」という。)に基づく届出のオンライン化	医師等に義務付けられている届出に関して、現状の紙で行われる届出に変えて、対象者各自が付与されている登録番号をIDとし、対象者各自がインターネットを使用して行う届出を可能とする。	都道府県(保健所)は、医師法等の規定により、2年ごとの年の12月31日現在における厚生労働省令で定める事項について、医師・歯科医師・薬剤師が行う届出を紙媒体により回収し、とりまとめ、厚生労働大臣に提出している。届出は、資格毎に異なる届出票で実施しているため、届出標の送付作業や回収作業及び回収後の確認作業(対象者への電話連絡等)に労力をかけている。特に対象者が就労している場合、電話等の確認作業は時間的な制約を受けることになり、業務効率が悪く支障がある。 ※なお、本県では、約32,000件の届出を処理している。	厚生労働省	札幌市、宮城県、仙台市、福島県、栃木県、千葉県、神奈川県、川崎市、茅ヶ崎市、新潟市、富山県、石川県、小松市、福井市、長野県、愛知県、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、徳島県、高松市、久留米市、熊本市、大分県	<p>○当院においても、職員数が600人弱分を紙媒体での事務処理に苦慮している。前回提出データを活用できるオンラインもしくは電子媒体での対応できるようになれば、効率的に業務が遂行できる。</p> <p>○本市では、ほぼ1人の担当者が文書の発送(平成30年調査で約850施設へ送付)、回収、審査(平成30年調査で約2500枚を1枚ずつ審査)、疑義照会(平成30年調査で約100施設)を行っていた状況であるため、時間外対応をし業務を行っていたところである。組織内の職員が削減されている中、業務の応援体制もなかなか難しい状況となっている。そのようなことから、オンラインによる調査が実施されると、提案のとおり業務量の軽減が見込まれる。また、オンライン時の審査により、入力者自身が誤りに気づき、より正確な届出票になると思われる。</p> <p>○当県でも11,000件以上の届出を処理しており、記載内容の審査や確認作業等が大きな事務負担となっている。集計作業においても、手作業での集計となるため、労力を要する状況となっている。</p> <p>○本市においても同様の支障が生じている。医師・歯科医師・薬剤師に対する調査は、資格毎に異なる調査用紙で実施しているため、調査用紙の送付作業や回収作業及び回収後の確認作業(対象者への電話連絡等)に相当な作業時間を費やしている。特に対象者が就労している場合、電話等の確認作業は時間的な制約を受けることになり、業務効率が悪く支障がある。調査内容についても細かさすぎるため、説明に苦慮している。</p> <p>○近年調査項目が増加している中、都道府県の事務はもちろん、記載者側の負担軽減の観点から、オンライン報告は、記入漏れや記入ミス等が少なくなり、正確で迅速な調査が可能となり、集計も自動化でき、医師等の勤務状況等が速やかにかつ正しく判明することにつながるため、医療政策上の利点もあると考えられる。なお、本調査においては、医師・薬剤師の確保対策及び歯科医師の適正配置の検討に利用するため、都道府県において届出票の複写(同意欄に同意があるもの)が可能とされていることから、オンライン報告の際には県を經由して厚生労働省へ提出するか、あるいは県もシステムにログインして参照できるようにする等の方法をとることで、引き続き都道府県においても届出票を参照できるようにすることが望ましいと考える。</p> <p>○本市においても、3市合計で約8,000人を対象に、病院、薬局、歯科に紙の調査票を送付するとともに、3市から回収した調査票は、記載事項の確認や空白の項目の確認を行うなど多大な労力をかけている状況である。オンライン入力が可能になれば、事務作業の軽減のほか、郵送料の節減が図れる。また、対象者の利便性向上も期待できる。</p> <p>○オンラインによる届出が可能になれば、用紙配布及び回収の作業が大幅に軽減され、オンライン送信前に各項目のチェックができるため、記入もれ・記入誤りの減少が見込まれる。これは、主として届出義務者自らが届出書を記入、提出している非就業者および小規模の医療機関における従事者についてはメリットであると考えられる。法令では、届出義務者が届出票を自ら記入・提出することとなっているが、大規模な病院では事務方がエクセルシートを利用して記入を代行している事例が現実にある。このため、登録番号をIDとして届け出る方法と並行して、病院等が多数の届出データを代行して効率よく入力できる方法も法令との整合性も含めて検討する必要があると考える。また、医師、歯科医師及び薬剤師の届出とは別に、保健師、助産師、看護師及び准看護師並びに歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者とも関連があるから、法令面とシステム面の両面でよく検討していく必要があると考える。</p> <p>○当県で処理している件数は、約12,000件であり、提案県と同様に多大な事務処理となっているため、オンライン調査による事務の軽減化が必要である。</p> <p>○支障事例は同じであるが、調査票を予測数で送付するしかないため、従事者の増減で不足調査票の追加送付や各設問への質問回答など調査票配布～回収までに大量の問い合わせに対応する必要がある。また、回収後の未記入欄の電話での問い合わせや重複届出の確認作業、提出期限を大幅に超過し提出された調査票の処理など、業務効率が悪く支障がある。オンライン化することで事前に未記入欄のエラー表示など上記支障事例を解消できる。</p> <p>○調査用紙の送付・回収作業及び回収後の確認作業(対象者への電話連絡等)に労力がかかっている。誤記入や未記入等も多く、その照会に時間がかかるため、エラーチェック機能があるオンラインシステムの導入を望む。</p> <p>○医師・歯科医師・薬剤師届出については、年々、届出票の質問項目が増加・複雑化しており、記入漏れや記入誤りが散見されることもあり、本県では例年審査会を開き、本庁や保健所担当者が届出票の審査を行っている。当該審査・照会業務には多大な時間を要する等担当者の負担も大きい。届出のオンライン化により審査業務が省力化され、届出の迅速化が図られるとともに、業務負担の軽減にもつながると考える。</p> <p>○本市においても、当該調査にかかる発送や入力など、担当者の事務量は膨大なものとなっており、電話等での問い合わせや窓口での調査票の受け取りなどを含めて、他の業務に従事する時間が確保できないなどの支障が生じており、担当者の負担軽減の為にオンライン調査の導入は有効であると考えられる。また、提出用紙の間違いや記入ミスが散見されたり、提出の手間などから、届出を行わない場合があることから、より正確な情報を得る為にもオンライン調査の導入が有効であると考える。</p> <p>○当県においても、個人情報であり取扱いに十分な注意が必要であるにもかかわらず、限られた人員で大量の調査票を処理しなければならないこと、調査対象者からの問い合わせや記入漏れ・誤り等の確認作業に費やす労力が大きいこと等の問題がある。オンライン調査を導入することで、業務の大幅な省力化、調査対象者の利便性の向上が見込めるとともに、個人情報の保護にも資すると考える。</p> <p>○本調査については、調査票の配布・回収・確認・送付業務における職員の負担が大きく、また調査票の保管場所の確保、業務に従事していない対象者の把握・配布に苦慮している。オンライン調査を導入することにより業務の効率化が図られ、担当者の負担軽減とともに、国における結果の集計・解析の迅速化にもつながり、最新の調査結果をより早く施策の企画・立案へ反映させることも可能となると考える。</p> <p>○調査票の配布、回収、審査、送付の各段階において、紙ベースであることが原因で集中してリソースを割く必要があり、現場(担当課、保健所)に大きな負担がかかっている。</p> <p>・届け出期間が2週間程度の短い期間になっており、その間に医師・歯科医師・薬剤師あわせて1万近い届け出がありその処理をするのに負担がかかっている。</p> <p>・特に、審査については保健所、県の両方で行うことが求められており、間違いや記入漏れがあった場合、本人に返す必要があり回収までに時間を要するほか、大きな負担になっている。</p> <p>・届け出を集約して国に送るときも、枚数を数えて束にして送付する必要があり、これも大きな負担になっている。</p> <p>・届け出対象者の利便性向上と都道府県(保健所)の負担軽減を両立させるためには、オンライン化が必要。</p> <p>○千葉県における支障事例等と同様、本県においては約48,000件の届出を処理していることから、調査用紙の送付作業や回収作業及び回収後の確認作業(対象者への電話連絡等)に膨大な時間と労力がかかり、他業務にも影響を生じさせているほか、物理的にも保管場所の確保が困難であり、電子化及び対象者自らが直接インターネット等の回線を使用して厚生労働省に直接提出することが事務の効率化に必要であると考えられる。</p> <p>○現在は紙ベースの調査のため、調査票の配布、回収、記入内容の確認等に労力を要している。チェック機能も備えたオンラインシステムを導入すれば、郵送が不要となることや、集計が自動になることに加え、記入誤りの縮減などの効果が期待できることから、事務の効率化や統計結果の利便性向上につながる。</p> <p>○本市(保健所)でも、調査用紙の送付作業、回収作業、県への送付作業等に労力をかけており、他の業務にも支障がある。</p> <p>また、複数の対象者から、オンライン調査を希望する問い合わせを受け付けた。</p> <p>※なお、本市では、約3,000件の届出を処理した。</p> <p>○提案団体と同支障をきたしており、本市では、約6,000件の届出を処理している。</p> <p>紙媒体による調査は、すべて手作業となり、回収した届出書類の審査においては、文字の判別にも苦慮しており、対象者への問い合わせ等にかんがった手間を要している。</p> <p>○本市においても、調査票の送付や提出された調査票を1枚ずつ確認するなどの作業があるため、オンライン化によって負担が軽減されると考える。</p> <p>○本市においては医師等の医療従事者の2年に1度の届出においては、職員総出で対応しているのが現状で、時間外労働の増加にもつながっており、オンライン調査の導入については、職員の負担軽減、届出書の紛失するリスクも軽減されると考える。医師等の医療従事者の2年に1度の届出については施設がオンライン化している可能性が高いため、勤務先の施設で入力可能になるというメリットがある。医療施設調査についても、オンライン化による調査実施側、対象施設もメリットが大きいと考えられる。</p> <p>○当県においても、調査用紙の送付作業や回収作業及び回収後の確認作業(対象者への電話連絡等)に労力をかけている状況で、特に不在で連絡がとれないケースも多く、期限も短いため、業務全体にも大きな悪影響が生じている。</p> <p>※当県の届出件数:約10,000件</p> <p>○約2週間の届け出期間中に、約6万通の届出があり、届出票の受理、集約、送付等の作業が膨大である。紙の調査票をマンパワーで配布、回収するような非効率なやり方を見直し、オンライン調査を導入することで、送付や審査業務の大幅な省力化が見込めるとともに、個人情報の保護にも資すると考える。また、国における結果の集計・解析の迅速化にもつながり、最新の調査結果をより早く施策の企画・立案へ反映させることも可能となると考える。</p> <p>○当県においても、紙ベースで行われている医療従事者調査については、届出票の送付、回収、審査において、担当職員への負担が大きいものとなっている。届出票様式をオンラインでダウンロードする場合も多数見受けられることから、オンライン調査を導入することで届出を行う者の利便性にも資すると考えられる。</p> <p>○当県においても、調査用紙の送付・回収や確認作業に多くの時間を要しており、職員の負担となっている。※当県の処理件数 約10,000件</p> <p>○当県では約6,300件を届出を処理している。</p> <p>加えて紙媒体の場合は、個人情報管理の点でかなりの配慮を要する。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>現在、医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づく届出(以下「三師届出」という。)は、各都道府県が紙媒体の配布、回収、とりまとめを行い、厚生労働大臣に提出している。また三師届出は、資格毎に異なる届出票で実施しているため、届出標の送付作業や回収作業及び回収後の確認作業(対象者への電話連絡等)に労力をかけている。紙媒体による届出をオンライン方式に切り替えることで自治体担当者の事務の軽減のほか届出対象者においても届出票作成作業が容易になり、かつ返送作業等の負担軽減につながることを期待される。とりわけ医師については、医師偏在対策、働き方改革、医師確保計画策定を一体的に検討する必要がある、タイムリーな実態把握が欠かせず、オンラインによる届出が国の施策に資するものと考えられる。</p> <p>今回の三師届出は令和2年12月31日届出となり、準備期間が短く実務上対応が難しいため、令和4年12月31日の届出からのオンライン化を念頭におき、検討を進める。なお、インターネット環境が整っていない地域や離島の診療所等で働く医療従事者も想定されるため、オンラインによる届出を行った場合、紙媒体で届出を行った場合よりも回収率が低下する可能性も否定できない。このため、原則はオンラインによる届出とするが、例外として紙媒体での届出も一部存続させることも検討する。</p>	<p>オンライン調査化が実現できれば、自治体担当者の事務負担、届出対象者の負担、国の集計作業の負担が軽減され、更にエラーチェックの機能があれば、より正確な回答が得られることが期待される。共同提案団体からの意見も参考にいただき、令和4年調査からのオンライン調査化の実現をお願いしたい。</p>	<p>【福井市】 国の制度改正などの際、非常に短期間で市のシステム改修を強いられる場合がある。 三師届出のオンライン化についても、回答にあるとおり国が必要であると判断しているのであれば、次回届出(令和2年12月31日届出)から対応できるように検討を進めていただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
148	熊本市	障害支援区分認定期間の見直し	障害支援区分の認定期間の上限を延長すること(例えば6年等とする。)	国の通知及び事務処理要領において、「障害支援区分の認定の有効期間については、3年を基本とし、障害者の心身の状況から状態が変動しやすいと考えられる場合等においては、審査会の意見に基づいて3か月以上3年未満の範囲で有効期間を短縮できる。」と規定されている。更新の手続きにおいては、病院を受診する必要があり、特に知的障害者については、この更新のために病院を受診するため、ご家族の大きな負担になっているのが現状であるが、障害支援区分6の方の場合は、状態に大きな変化はなく、再度障害支援区分6の認定になる方が大多数である。一方で、区分認定については、個々の状態に応じて判断する必要はある。そこで、区分6認定者については、認定期間の上限を延長もしくは撤廃し、認定期間については市長村審査会に委ねることを希望する。なお、認定期間が延長もしくは撤廃できた場合においては、各システム(各自自治体が導入するシステムや国保連システム)にて入力が規制されていることが多く、入力制限を解除する対応が必要となる。(備考) ※障害福祉サービス支給決定者 区分有3,200人 区分無2,930人 計6,130人 ※区分ごとの支給決定者数 1:63人、2:557人、3:538人、4:531人、5:508人、6:1,003人 計3,200人	厚生労働省	白河市、江戸川区、美濃加茂市、浜松市、京都市、大阪市、徳島市、八幡浜市、宮若市、宮崎市	○障害支援区分6(最重度)の障がい者については、状態がほとんど変化しないため、提案市と同様、認定期間の更新を不要とする見直しが望まれる。 ○本市でも同様に、障害支援区分の認定期間の上限を延長すること(例えば6年等とする。)ことで、障害支援区分認定にかかる手続き及び、判定件数が増加している審査会(審査会委員)についての負担が軽減されると考えられる。 ○当市も同様の状況であり、区分6認定者については、認定期間の上限を延長もしくは撤廃し、認定期間については市長村審査会に委ねることを希望する。 ○障害支援区分の更新の手続きにおいては、病院を受診する必要があり、特に知的障害者については、この更新のために病院を受診するため、ご家族の大きな負担になっている。また、診断書料は自治体の負担であり、その負担を軽減する意味においても、状態に大きな変化が見られない障害支援区分6の認定の場合は、認定期間の延長もしくは撤廃するなど、柔軟な対応が審査会で可能となるような制度設計を希望する。 ○障害支援区分6の方の場合は、状態に大きな変化はなく、再度障害支援区分6の認定になる方が大多数である。区分6認定者については、認定期間の上限を延長もしくは撤廃し、認定期間については市長村審査会に委ねることを希望する。 ○更新の手続きにおいては、病院を受診する必要があり、特に知的障害者については、この更新のために病院を受診するため、ご家族の大きな負担になっている。障害支援区分6の方の場合は、状態に大きな変化はなく、再度障害支援区分6の認定になる方が大多数である。一方で、区分認定については、個々の状態に応じて判断する必要はある。区分6認定者については、認定期間の上限を延長もしくは撤廃し、認定期間については市長村審査会に委ねることを希望する。なお、認定期間が延長もしくは撤廃できた場合においては、各システム(各自自治体が導入するシステムや国保連システム)にて入力が規制されていることが多く、入力制限を解除する対応が必要となる。
149	熊本市 【重点6】	障害児通所給付における支給決定有効期間の見直し	障害児通所支援に係る支給決定有効期間の上限を延長すること(例えば3年等とする)。	障害児通所給付決定の有効期間については、省令により、最長1年間と定められている。そのため、最長でも1年毎に申請から支給決定までの手続きを行っている。これは、児童は成長とともに状態にも変化があるため、1年毎に、支給の要否を判断するべきだという考えに基づくものである。しかし、現状として、一度障害児通所給付費の支給をした場合、その後は18歳到達や転出になるまで支給を継続していくことが大多数であるため、1年毎の申請が保護者にとって負担となっている。また、増加し続ける支給決定者に伴い、事務量が膨大になることで、新規申請については最長で3か月程度の待機期間が発生している。(備考) 障害児通所支援支給決定者数 平成29年3月末:2,318人 平成30年3月末:2,873人 平成30年9月末:3,168人 平成31年4月末:3,128人	厚生労働省	宮城県、石岡市、大阪市、徳島市、宮崎市	○当市でも同様に、障害児通所支援に係る支給決定有効期間を1年から3年程度に延長することで、個々の障害児に応じて柔軟かつ適切な期間を定めて支給決定を行うことが可能となる。これにより支給決定保護者としても、適切な頻度において申請手続きを行うことが可能となる。また、有効期間の延長により事務量が軽減され、新規申請者の待機期間の改善が見込まれると考えられる。 ○サービス利用者や相談支援事業者の利便性等を考慮した場合、有効期間の延長は一つの方法と思われる。
150	熊本市 【重点32】	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の販売事業、保安機関等に係る登記、認定、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長へ移譲することを求める。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の販売事業、保安機関等に係る登記、認定、許可等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長へ移譲することを求める。	【支障の概要】 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、言わば高圧ガス保安法から「液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分」を抜き出し、詳細に定めたものであり、液化石油ガスを取り扱う事業者には同法だけでなく、高圧ガス保安法が適用される部分(移動、輸入、廃棄、容器、事故等)も多い。 このように適用範囲が複雑に入り組んでいる両法のうち、平成30年度から高圧ガス保安法のみが指定都市に権限移譲されたことで、事故対応や両法の適用を受ける施設の完成検査及び保安検査等において県と指定都市の間で判断の難しい調整業務が新たに発生している。 また、事業者にとっても両法で窓口が異なることが負担となっている。	経済産業省	宮城県、新潟市、京都市、兵庫県、熊本県	○以下の現状を踏まえると、指定都市が液石ガス法に係る事務を行うことで、液石ガスを含め、高圧ガス全般を担当することとなり、事業者の利便性の向上が見込まれるほか、高圧ガスについて法令による切れ目のない指導が可能となり高圧ガスに係る保安の向上が見込まれる。 【バルクローリー】 事業者が一台のバルクローリーを民生用及び工業用の双方で運用する場合、液石ガス法の充てん設備と高圧法の移動式製造設備に係る許可、検査を受ける必要があるが、当該バルクローリーの使用の本拠地が指定都市「外」であれば、県が液石ガス法及び高圧法に係る許可と検査を行うが、使用の本拠地が指定都市「内」であれば、県が液石ガス法、指定都市が高圧法に係る許可、完成検査を行うこととなる。このため、バルクローリーの使用の本拠地を指定都市とする事業者に対してのみ、申請窓口が県と指定都市に分かれることによる負担を生じさせている。 【供給設備】 液石ガスの供給設備の区分は、その貯蔵能力の順に①液石ガス法の特定供給設備以外の供給設備、②液石ガス法の特定供給設備、③高圧ガス法の供給設備となる。①及び②に係る事務を県で行い、指定都市では③に係る事務を行うこととなるが、指定都市が③より貯蔵能力が小さい①及び②に係る事務を行わないこととなるため、事業者の申請先の誤りの原因になっている。 ○熊本市の提案をベースに高圧ガス保安法及び液石法両法のあり方を整理する必要があると考えている。 ○当県では平成30年度に県条例により指定都市の長に事務・権限を移譲している。移譲に際し、指定都市を含む二以上の市町に事業所又は販売所を有する事業者については、当県に権限を残している。現在までに、運用上支障となる事例はなく、県、市ともに効率的な行政運営が行えている。 ○当県では、事務処理特例条例により液化石油ガス関連部分についても指定都市に移譲しているが、条例移譲部分については、一義的に県が国との仲介役や相談を担うことが多く、一体的な指導のため高圧ガス保安法と同様に法定移譲が必要と考える。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>法令上、障害支援区分の認定の有効期間に関する規定はないところ、「介護給付費等の支給決定等について」(平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)においては、「認定の有効期間は3年を基本とし」となっているものである。しかし、介護給付費等の支給決定について、支給決定の更新をする場合には、障害者総合支援法第20条に基づき申請することとなっており、この申請があったときは、同法第21条により障害支援区分の認定を行うものとされていることから、この規定の趣旨に鑑みて、障害支援区分の認定の有効期間の延長については、慎重な検討が必要である。</p>	<p>今回の提案は、通知における障害者支援区分の認定有効期間の上限を延長もしくは撤廃し、市町村審査会に委ねることを希望するものです。 実際の運用は、平成19年の通知に基づき行っており、例えば、支給決定が最大1年の障害福祉サービスを利用している方が、サービスの更新を希望する場合、区分の有効期間が残っていれば、その範囲内でサービスの支給決定を行っております。一方、その際に、本人の状態や家庭環境等から、サービスや支給量の変更が必要と見込まれる場合は、区分変更の必要性を判断しています。 そのため、有効期間が延長されることで、サービスを更新する際、区分認定事務を省略できる場合が増えるため、本人の負担軽減と併せて事務量も軽減され、新規申請者の調査待ちの解消に効果が期待できます。 また、サービス更新時に本人の状態や家庭環境等からサービスの見直し及び区分変更の必要性を判断することから、区分の認定有効期間を延長した場合であっても、支障は生じないと考えます。 仮に、区分の認定有効期間を延長することで、本人の状態が認定済みの障害支援区分とかい離する恐れがあるとしても、区分6の利用者が3年後の更新後、同じ区分であった割合は約97%であるため、少なくとも、区分6の利用者については、有効期間の延長等による支障は極めて少ないと考えます。 (平成28年4月1日時点での区分6の利用者855人のうち、更新後、区分が変更された利用者は17人) なお、国保連のシステムは当該通知に基づき有効期間を設定しているため、各自治体による柔軟な対応が不可能となっていることから、検討が必要と考えます。 以上のことから、提案の実現に向け、前向きな検討をお願いします。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化することから、一定期間ごとに通所給付決定の見直しを行うことが必要であり、通所給付決定の有効期間については1年を上限とし、障害児の障害状態に即した適切な通所給付決定を行うことが重要である。 御指摘も踏まえ、障害児通所給付費等に係る通所給付決定の実情を把握した上で、適切に判断してまいりたい。</p>	<p>提案が実現した場合であっても、変化の見込まれる児童は1年未満の支給決定とすることを基本とし、相談支援事業所及びサービス提供事業所の意見を踏まえて自治体が1年以上の支給決定が可能と判断する児童のみが1年以上の支給決定となることを想定している。 また、支給決定期間の途中であっても状態の変化により支給決定を変更することも可能と考えている。 当該申請にかかる保護者の負担及び自治体の事務量の増大の解消は急務であり、今回提案募集制度により提案した趣旨を十分に踏まえ、地方自治体により柔軟な対応が可能となるよう早急にご検討いただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>高圧ガス保安法、液化石油ガス法の両法で重複する保安領域のうち、一部の手続の担当行政庁が異なることにより、どのような支障が生じているのか精緻に把握するため、まずは実態調査が必要。都道府県、政令指定都市等の関係団体に、本年9月の二次回答までに実態調査アンケートを行う。 なお、高圧ガス保安法第79条の3および同法施行令第22条の規定にもあるとおり、液化石油ガス法に係る設備に関する手続については、公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるものとして規定されており、こちらの制定経緯や実態等についても併せて確認を行う。</p>	<p>実態調査においては、本市支障事例の範囲に留まらず、『根拠法令等』に示す事務・権限全般について、幅広く情報収集をお願いしたい。その上で、具体的な支障事例が把握された場合は、権限移譲について前向きな検討をお願いしたい。</p>	—	<p>【全国知事会】 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)における事務・権限については、提案のとおり高圧ガス保安法との整合性を図ることが必要である。このため、液化石油ガス販売事業者の登録等の権限については、提案のとおり指定都市、または市町村に移譲すべきである。なお、コンビナート地域等については、高圧ガス保安法の事務・権限が指定都市に移譲されていないことを踏まえ、関係する都道府県の意向を確認しつつ、液石法についても整合性を図ること。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
151	熊本市	消防施設整備計画実態調査の調査方法の見直し	消防庁が自治体に依頼する当該調査において、市街地及び準市街地の地図の作成に係る事務作業の負担軽減を図るため国勢調査等の様々なデータを基に市街地及び準市街地の地図を作成できるシステム等を導入し、それを全国の消防本部等が活用できるように対応していただきたい。	3年に一度実施されている当該調査において、市街地及び準市街地を多くの各消防本部(或いは市町村)が地図上(紙ベース)に手作業で区域別けを行い、多くの労力と時間を費やしている。さらに市街地及び準市街地の定義は複雑で、その業務に精通していない(所管していない)職員が専用のシステム等ではなく、手作業で当該作業を行うことは、大きな負担となるだけでなく、ミスが生じるリスクが高い。この作業において、ミスが生じれば消防力(人員、施設、車両等)の算定や消防水利の整備率等が不正確なものとなる。	総務省	川崎市、松戸市、相模原市、福井市、高山市、浜松市、愛知県、春日井市、京都市、徳島県、徳島市、宮崎市	<p>○本市においては、3年毎に地図データを更新し、地図データ上に作図作業を行っており、長時間の作業が必要で多大な負担となっている。</p> <p>○本市においても、平成27年度の実態調査で同様の支障があった。現在は、GISで充足率を管理しているところですが、全国の消防本部が活用できるシステム等が導入されれば、他市の状況を確認できたり、統一された調査資料を簡略的作成することが可能になるため必要性を感じる。</p> <p>○提案事項における「求める措置の具体的内容」に記載されているとおり、本市においても市街地及び準市街地の地図作成に係る事務作業(地図上における手作業等)に時間を要しており、作業上ミスが生じる恐れがある。このことを踏まえ、作業効率を上げるためシステムの構築が必要であると思料する。</p> <p>○本提案のとおり、本市においても当該調査における労力及び時間は過大であり手作業にて実施するためミスが生じるおそれがあり、実施する職員が違えば多少の誤差が発生するような調査である。本提案のとおり何らかのシステム等が導入されれば全国で統一した数値が期待できると思われるが、本市については今後近隣市の動向を注視したうえで検討を重ねる必要がある。</p> <p>○メーカーごとに独自システムを作成しており、導入費用は高額なものになるため、作成については手作業しているのが実態である。国が求める調査であり、統計調査システム等を利用した中で、バックアップ体制をお願いできれば、負担軽減につながるものである。</p> <p>○昭和39年12月10日消防庁告示第7号消防水利の基準第3条第2項により、「消火栓は呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一边が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。」とされており、縮尺比10,000分の1の白地図に手書きで用途地域を明示したメッシュ図を作成したうえ、本市の消火栓約5,200基の中から上記のような有効となる消火栓を、外部組織から入手した水道管管網図と照らしながら選別していかなければならないほか、有効な水利となる防火水槽及びその他の水利も拾い出さなければならず、職員への負担が大きい。このことから、水道管管網図も取り込んだシステムの構築を要望する。</p> <p>○当県においても平成27年度の消防施設整備計画実態調査の回答では、多くの各消防本部(各市町村)が手作業にて市街地及び準市街地の区域別けを行っている状況である。また、消防水利についても手作業での区域別けの回答が多く、地図を作成することでの事務負担及び人的ミスが大いに増すことが予想される。地図作成についても各消防本部(各市町村)での地図様式が異なるため、統一性がなく見づらい。</p> <p>○本市では、既に別のシステムを有償で導入しているが、国が導入するソフトが無償でかつ「消防力の整備指針」に基づくあらゆる計算等に対応していれば、今後さらに活用できると考える。</p> <p>○消防施設整備計画実態調査における、市街地及び準市街地の地図作成システム等を国が導入し、それを各消防本部が活用できれば、事務負担の軽減や消防力(人員、施設、車両等)の算定及び消防水利の整備率等がより正確なものとなる。</p> <p>○本市においても市街地及び準市街地を地図上(紙ベース)で手作業により区域別けを行い、多くの労力と時間を費やしている。このことから、国勢調査等のデータから市街地・準市街地を容易に判別することができるソフト等の導入のほか、各調査項目のオンライン入力により業務を簡素化するなどの仕組みを検討していただきたい。</p> <p>○当該調査は、各消防本部が作成し、県が取りまとめを行っている。調査における、市街地及び準市街地の区域設定は、各消防本部が市町村等から必要な資料の提供を受けるなどし、手作業で区域設定を行っていることから、当県の消防本部においても同様の事務負担が生じているものと思慮される。</p>
152	熊本市 【重点21】	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。	代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一的なルールは明確にされていない。本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく略式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまでも保管しておけるといわけではない。本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。一部の他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。以上の支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一的ルールを明確にしていきたい。	総務省、国土交通省	須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、川崎市、大垣市、多治見市、浜松市、豊橋市、京都市、池田市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市	<p>○本市においては代執行による事案はないが、代執行の際には動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考えられ、統一的なルールを設けてほしい。</p> <p>○代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一的ルールの明確化を望む。</p> <p>○本市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待するものである。</p> <p>○本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にもまだ少なく、ノウハウ不足が本市を含め未実施自治体が代執行になかなか踏み込めない要因と考える。提案どおりに特別措置法上に規定されることで代執行を躊躇する自治体の後押しになるものとする。</p> <p>○平成28年度に略式代執行を実施した際には、特定空家等の中の動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として処理をしたが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指標を示してほしい。</p> <p>○本市では略式代執行の事例がなく支障事例はないが、代執行時の動産の取り扱いについて、統一的なルールがある方が望ましいと考える。</p> <p>○本市では、現在、法第14条に基づく行政代執行や略式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、動産の取り扱いに苦慮することも想定されることから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。</p> <p>○本市が実施した略式代執行において回収した動産については、現金が中心であり家財道具はなかったため、保管場所についての負担は特に生じていない。また、相続財産管理人の申立てを検討していることから、保管期間を定めずに相続財産管理人への引継ぎを予定している。ただし提案市のように、動産の保管が負担になるケースは今後には発生すると思われる。また、保管期間経過後において処分が可能であるとしても、処分費としての新たな費用負担が懸念される。代執行に至るまでには、所有者等が存在する場合は代執行直前の代執行令書等において動産の搬出を伝えることができ、また、所有者等が存在する場合は、公告により動産搬出を触れることができる。このあたりの法解釈を国が主導で整理すると同時に、家財道具など大型の動産保管が市区町村の負担になることが明らかであることから、代執行の工事に合わせて家財道具等を処分できるとし、さらには、代執行費用に処分費を含めることで、所有者等への費用請求や国の補助対象経費として認められるよう、市区町村の負担軽減を考慮した代執行の制度設計が必要と考える。</p> <p>○本市において行った略式代執行においては、家財一式が全て放置されており、動産の保管場所を確保できずに対応に苦慮した。動産の取扱いについては代執行を行ううえで大きな妨げになっており、市町村の負担にならないような簡素で統一的な基準が求められている。</p> <p>○本市においても、行政代執行を行う可能性のある危険な空家等が存在している。今後、これらの空家の内部に動産などが存在する可能性があり、苦慮する問題の一つと考える。</p> <p>○本市においても、同種の案件対応に苦慮することが想定されるため、保管期間等、処分手続きの統一ルールの明確化に賛同する。また、家屋内にとどまらず、敷地内の放置動産等についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>今回(令和元年度)の調査においては、調査票入力における負担軽減や入力ミスの防止を図るため、市町村が入力した人口や面積等に基づき、消防施設等の算定数を自動計算する機能や、入力不要な項目については誤入力できないようにする機能を取り入れる等の改善を行っているところ。</p> <p>消防庁舎等及び消防水利の算定基礎となる地図の作成については、今回示された提案も踏まえつつ、作業負担の軽減及びミスの発生しにくい調査方法の構築に向け、先進事例の調査や技術的な検討を行っていく。</p>	<p>今年度はこれまで通りの実態調査が実施される予定であることから、次回からの実態調査の地図作成には過大な労力と手間がかからず、かつ、人的なミスを極力防ぐことが可能な全国共通のシステムの導入や調査要領の見直し等の検討をお願いしたい。あわせて、具体的な支障事例が見受けられることから、システムの導入や調査要領の見直し等に当たっては全国の自治体の意向等を確認するために、事前にアンケート調査を実施していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【総務省】 空き家の除却を行えば、そこに残された不動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された不動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に不動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、不動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。</p> <p>【国土交通省】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)は、使用されていないことが常態化した建築物等が地域住民の生活環境に与える深刻な影響を解消するための法律であり、空家法において、直接的に地域住民の生活環境に影響を与えるとはされていない不動産は空家法の射程外であり、ご指摘の河川法の規定等を参考に、その管理に係る規定を空家法におくことは困難であると考えられる。他方、実務上は、空き家の除却を行えば、そこに残された不動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであることに鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された不動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に不動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、不動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。</p> <p>なお、本提案にあるような不動産の取扱いは財産権そのものの問題であり、本来は、空家法の問題としてではなく、他法も含めた代執行時における財産権の取扱いの問題として議論されるべきである。</p>	<p>不動産の保管期間や処分権限が明確化されていない現状が、空家法に基づく代執行を躊躇する要因となっており、不動産の保管処分は、危険な空家の除却に付随して生じる問題であります。</p> <p>国土交通省のガイドラインにおいても、相当の価値のある不動産が存する場合、保管期間について法務部局と協議の上、保管するよう示されていますが、保管処分の判断は、地域の実情に応じて判断できるものではありません。代執行後に不動産の所有権を有する者から損害賠償等の訴えが提起された場合に適法性を主張するに足る根拠がなければ、保管した不動産を処分する目的を立てることもできず、地方で柔軟な対応ができているとは言い難い状況です。</p> <p>本提案は、保管後の不動産を適法に売却、処分ができるようにすることを求める趣旨であり、「保管期間」、「保管期間経過後の処分権限」の明確化を要望するものです。特定空家等の中の不動産の取扱いが法定化されることにより、これまで代執行時に廃棄してきたものができなくなるといった支障が生じることは想定しておりませんし、そういった支障が生じないようなルールにして頂きたいと考えております。それよりも、本提案により、法律上、保管期間と処分権限が明確化されれば、保管に要する費用が予測でき、保管場所として民間の施設を適宜利用する等、各自治体が国土交通省のガイドラインや地域の実情に応じて、保管手段を選択し、代執行の円滑な執行が図られると思われれます。</p> <p>不動産の保管処分は、財産権の問題にかかわることから、尚更、立法措置が必要不可欠と考えられます。個別に不動産の保管期間や処分権限が設定されている河川法や災害対策基本法等の規定を参考に是非規定していただきたいと考えます。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
157	大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	許認可事務における法人登記簿謄本(登記事項証明書)の省略	法律や施行規則で法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿謄本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	法人である事業者が許認可等の申請を行う場合、法令の規定により、添付書類として法人登記簿謄本(登記事項証明書)が必要となることが多く、複数の申請を行う事業者にとって、申請の度に法人登記簿謄本(登記事項証明書)を準備することは時間的、コスト的に負担となっている。平成30年の提案募集において、「登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。」との提案がなされ、対応方針の記載内容は、「官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。」とされている。ただし、対象となる法律が不動産登記法とされているため、法人登記簿謄本(登記事項証明書)について同様の対応はなされないものと思われる。	内閣官房、総務省、法務省	埼玉県、新潟市、愛知県、島根県、福岡県	○公益法人・移行法人の届け出において法人の登記事項証明書の取得・提出の失念があり、取得し提出しなおしていただいた例がある。
158	大阪府、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 【重点13】	居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間延長	平成30年度より、指定居宅介護支援事業所での管理者要件が主任介護支援専門員に改正され、当該要件の経過措置期間が平成33年3月31日までと規定された。当該改正により、従前から管理者であるものの主任介護支援専門員でない者は研修の受講が必要だが、受講に当たり5年以上の実務経験を要するため、3年の経過措置期間では要件を満たせず、廃業を余儀なくされる事業所も相当数発生する恐れがある。事業所の運営継続に支障をきたさないよう、制度改正が事業所の運営に与える影響の実態を検証し、必要な経過措置期間を6年以上とすること。	主任介護支援専門員の資格を取得するためには、各都道府県の実施する主任介護支援専門員研修を修了しなければならない。同研修の受講に当たっては、5年以上の介護支援専門員としての実務経験を要する。本府においては、制度改正以前より居宅介護支援事業所の管理者であるにも関わらず、3年間の経過措置期間中に主任介護支援専門員研修の受講要件を満たせないため主任介護支援専門員の資格を取得できず、廃業を余儀なくされる者が少なくとも94名存在する。また、これら事業所の利用者は、約2,400名以上存在すると推定され、事業所が廃業となれば、事業所を変更せざるを得ない。このため、これまで関係性を構築してきた介護支援専門員の変更を迫られることとなり、利用者及びその家族は、在宅生活を支えるための相談相手を失ったり、事業所変更に伴いケアプランの新規作成のため再度のアセスメントを受ける必要がある等、多大な不利益や負担を強いられることが考えられる。	厚生労働省	宮城県、仙台市、須賀川市、埼玉県、千葉市、船橋市、袖ヶ浦市、八王子市、石川県、長野県、多治見市、浜松市、大阪市、八尾市、島根県、岡山県、玉野市、山口県、香川県、高松市、愛媛県、松山市、新居浜市	○当市では、令和元年6月30日が指定更新期限である居宅介護支援事業所において、介護支援専門員が1人のみであるため、業務を行いながら研修を受講できる体制をとることができず、令和3年3月31日までに主任介護支援専門員を管理者とすることが難しいため、令和元年6月30日をもって事業を廃止する旨の届出があった。また、介護支援専門員が1人のみの事業所は他に1事業所あり(休止中は除く)、廃業せざるをえない状況になれば利用者にも多大なる影響が出る懸念がある。 ○当市に登録中の居宅サービス事業者の中にも経過措置中の事業所があり、対応に苦慮しているとの話もあることから、経過措置期間を延長し、円滑な移行が出来るように希望する。 ○当市の居宅介護支援事業所は147事業所(休止施設を除く)。勤務する居宅介護支援事業所の介護支援専門員は457名で、うち主任介護支援専門員は85名。管理者が主任介護支援専門員である事業所は53事業所のみで、介護支援専門員が管理者を務める事業所が半数以上となっている。現に主任介護支援専門員を管理者として置かない事業所が、事業所を継続するためには主任介護支援専門員研修の受講が必要となり、当市においては94名が主任介護支援専門員研修を受講する必要がある。 ○経過措置期間では従事期間の年数が足りず、研修を受講することができないという問い合わせが多数ある。 ○当市の現時点の居宅介護支援事業所203事業所のうち主任介護支援専門員がいない事業所は120事業所あり、そのうち経過措置期間中に5年以上の実務経験を満たせない事業所は26事業所、介護支援専門員が1人のみの事業所のため研修受講の体制をとることが困難な事業所は56事業所が推定され、主任介護支援専門員を確保できず、経過措置期間が経過した場合、事業所を廃止又は休止し、利用者は介護支援専門員を変更せざるを得ない影響が考えられる。 ○当県でも、現状で把握できる限りでは、およそ4割が主任介護支援専門員ではなく、同様に支障が生じるおそれがある。 ○当県で実施した調査では、平成33年3月末までに主任ケアマネを配置できず、休止・廃止を余儀なくされる事業所が4カ所あり、その中には町内唯一の居宅事業所も含まれる。 ○当市では、平成31年10月現在219ある居宅介護支援事業所のうち、28パーセントに当たる約60事業所が一人ケアマネとして事業所を運営している。(主任であることの確認はしていない。) 主任でない介護支援専門員が、主任の資格を得るために長時間の研修を遠方まで行くことや日々の業務を考慮すると、やむを得ず居宅介護支援事業所の廃業により、利用者のサービス提供に支障が出る恐れがある。 ○実務経験5年以上の要件を満たせない方や「一人ケアマネ」体制の事業所については、資格取得のための時間が確保できないこと等によって、主任介護支援専門員になれず、事業継続が困難になることが見込まれる。これにより、当該事業者だけではなく、利用者の処遇にも影響が生じると考える。 また、上記が影響して居宅介護支援事業所が減少した場合、今後増加が見込まれる利用者への対応が困難になる恐れがある。そのため、経過措置期間の見直しをしたうえで、制度改正時点で、現に居宅介護支援事業所として存在していた事業所については、特例として、資格取得に当たり簡素化されたカリキュラム等を設ける必要もあると考える。 ○当市では、平成31年4月1日時点の居宅介護支援事業所179の内、約7割の事業所が、管理者に主任介護支援専門員を配置する要件を満たせておらず、主任介護支援専門員の資格を取得するための要件も考慮すると、残り2年の経過措置期間を経たとしても、当該期間終了後に事業を継続することが困難な事業所が相当数でてくることが見込まれる。 ○当市が実施した実態調査においても経過措置期間(3年間)内に主任介護支援専門員を管理者におけない事業所が10事業所以上あり支障となっている。経過措置期間の延長と共に主任介護支援専門員研修受講要件の一定程度の緩和を求める。 ○当県の確認では現時点で全674事業所のうち65事業所で主任介護支援専門員が確保できない恐れがある。 ○当県の居宅介護支援事業所1,883か所のうち管理者が主任介護支援専門員ではない事業所が997か所ある。当県が調査を行ったところ、経過措置期間(平成33年3月31日)までに、主任資格を得られず居宅介護支援事業所の廃業又は休止になってしまう事業所が20カ所程度あることが見込まれる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>登記事項証明書については、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)等に基づき、行政機関間の情報連携の仕組みの構築を進めているところ。具体的には、法人の登記事項証明書について、行政機関間の情報連携の仕組みを2020年度(令和2年度)内に運用を開始する予定である。当該仕組みを利用して行政機関が法人の登記事項証明書に係る情報を確認することにより、申請者による法人の登記事項証明書の提出を不要とすることが可能となる。また、当該仕組みは、国の行政機関における情報連携の開始後、その実施状況を踏まえ、地方公共団体における情報連携についても検討していく予定である。上記のとおり、今後、地方自治体との情報連携も検討・実現されることにより、御提案の内容については実質的に措置されることになり、登記情報提供サービスでの対応を求める実益がなくなるものと考えている。</p>	<p>2020年度に国の行政機関間で登記事項証明書の情報連携ができる仕組みの運用が開始された後、予定されている地方公共団体における情報連携についての検討を確実にかつできる限り早期に行っていただきたい。また、当該仕組みは、地方公共団体が簡易に利用できるものにしていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>管理者要件の見直しは、管理者が主任ケアマネジャーの場合の方が、事業所内のケアマネジャーに対する同行訪問による支援(OJT)の実施や、ケアマネジャーからのケアマネジメントに関する相談の時間を設ける割合が高くなっているという状況を踏まえ、事業所における業務管理や人材育成の取組を促進させることにより、各事業所のケアプラン、ケアマネジメントの質を高める観点から導入したものである。現在、管理者(主任ケアマネジャー)になろうとする者が必要な研修を円滑に受けられるよう、研修の実施主体である都道府県に対し、 ・地域医療介護総合確保基金を活用した受講者の金銭的な負担軽減(会場借料や講師謝金の補助など)や ・事業所に勤めている方々が受講しやすいよう、例えば、土日や夜の開講やe-ラーニングによる通信学習など、研修の開催方法の工夫について要請しており、まずはこうした取組を進めることが重要であると考えている。 その他必要な対応については、令和元年度実施予定の実態調査の結果を踏まえて検討してまいりたい。</p>	<p>本府においては、管理者要件の見直しに伴う主任介護支援専門員(以下「主任」という。)資格需要の増加を想定し、既に平成30年度から主任介護支援専門員研修の募集回数を増加するなど、管理者(主任)になろうとする者が必要な研修を円滑に受講できるよう対策を講じてきたところである。今回、本府が示した支障事例は、研修の開催方法の工夫による取組で解決できるものではない。ケアマネジメントの質の向上を図るという制度改正の趣旨に鑑み、研修の受講要件となる5年の実務経験は必須であるため、3年の経過措置期間内に主任資格を取得できない現管理者は確実に発生する。このため、経過措置期間を延長しなければ、管理者となる主任を配置できない事業所の廃業に伴い、多くの利用者及びその家族に不利益が及ぶことになる。回答において実態調査を実施することだが、早急にスケジュールを示された上で、主任資格を有する管理者の配置状況について悉皆調査等により正確に全国の動向の把握・分析を行い、現場における支障がある場合には経過措置期間の延長を含め、対応策を講じていただきたい。</p>	<p>【千葉市】 受講者の金銭的な負担軽減や、研修の受講方法の見直しについては、回答を支持し、早急かつ柔軟な取組を希望する。実態調査の結果を踏まえてとあるが、居宅介護支援事業所を運営することができないと判断した事業所が、今年度以降一斉に廃業するおそれがあるため、その結果をなるべく早く周知いただけるようお願いしたい。更に、既に期限が迫っている中、早急に事業所運営継続の見込みが立てられるよう、期限の延長については引き続き強く要望する。 また、研修の内容については煩雑な課題などが多く、実務を行いながらの課題提出は、既に長い研修時間に更なる負担となっており、開催方法とともに、資質を維持しながら、その内容を見直すことも必要であると考え。 【八王子市】 事業所が継続できなくなることによって利用者に不利益が生じることが無いように、必要な対応を検討するにあたっては、地方の実態及び意見等を十分に踏まえ、適切な対応を求める。また、その対応内容については、自治体及び事業者等における準備期間を考慮して、十分に余裕のあるスケジュールで情報提供されたい。 【岡山県】 現状の経過措置期間3年では主任介護支援専門員研修の受講条件になる実務経験年数5年の基準を満たすことが出来ない。研修期間も含め、最低でも6年以上の経過措置期間が必要であり、期間延長の検討をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 指定居宅介護支援事業所に配置する管理者を主任介護支援専門員でなければいけないとする基準については「従うべき基準」となっている。「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、所管省の回答は研修受講方法の工夫や実態調査結果を踏まえ検討となっているが、既に現行の経過措置期間では事業所を廃業及び休止せざるを得ない状況が生じるとの声が多数あることから、早急に対応すべきである。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
161	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	認定こども園施設整備における交付金等の運用改善	認定こども園施設整備にあたり、厚生労働省部分と文部科学省部分の一本化を図る等の運用の改善	認定こども園の整備に係る交付金について、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、一施設の整備内容であるにもかかわらず、事業者にとっては複雑な按分式で厚労省部分と文科省部分を算出し、また申請にあたっては、市町村の行政機関が教育部分と保育部分に分かれている中、別々に申請を行うことで事務処理に時間を要することとなり、事業者には煩雑さを強いることとなっている。(当該事情は市町村や都道府県の事務処理においても当てはまる。)また申請後の交付決定にあたっては、各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じることがあるため、一方の交付金が交付決定されているのに他方が未決定という状況となり、過去にはなかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。このように、事業者にとっては過剰な事務や事業開始に向けての不安定な状況を強いており、このことが事業の展開に支障を生じさせ、ひいては待機児童解消の施策に影響が生じている。(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、三重県、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、和泉市、西宮市、南あわじ市、広島市、徳島市、愛媛県、高知県、佐世保市、大村市、熊本市、大分県、宮崎県、九州地方知事会	<p>○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。</p> <p>○協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があるため事務が複雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。また、間接補助の文科省分補助金についても、厚労省と同様に直接補助にすることにより、国の内示後の工事契約が可能になるため(現状は県の交付決定後)、円滑な施設整備が期待できる。</p> <p>○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違うため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。</p> <p>○認定こども園の新増築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにもかかわらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。</p> <p>○当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○認定こども園の整備に係る交付金について、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、一施設の整備内容であるにもかかわらず、事業者にとっては複雑な按分式で厚労省部分と文科省部分を算出し、また申請にあたっては、市町村の行政機関が教育部分と保育部分に分かれている中、別々に申請を行うことで事務処理に時間を要することとなり、事業者には煩雑さを強いることとなっている。(当該事情は市町村や都道府県の事務処理においても当てはまる。)また申請後の交付決定にあたっては、各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じることがあるため、一方の交付金が交付決定されているのに他方が未決定という状況となり、過去にはなかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。このように、事業者にとっては過剰な事務や事業開始に向けての不安定な状況を強いており、このことが事業の展開に支障を生じさせ、ひいては待機児童解消の施策に影響が生じている。</p> <p>○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が複雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされておらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。また、疑義が生じた事案について都道府県を通じて質問をしても結局は国の担当者まで通すことになっており、回答に時間がかかることも事務負担の増になっている。都道府県で早期に回答できる仕組みを構築することも必要と考える。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で大変なものであり、事業費・補助金額の計算における両省分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なり、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業者の手が来ず、急きょ2か年事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。</p> <p>○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡易に算出できるように改善が必要である。</p> <p>○待機児童が出ている中で、事業者が認定こども園を選択するとき、事務作業が煩雑になることも考えられる。また、市の担当課も園との調整等複雑になり負担が多くなる。</p> <p>○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。</p> <p>○同一施設の整備であるにもかかわらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が後ろ倒しとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。</p> <p>○認定こども園の整備補助金について、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、一施設の整備内容であるにもかかわらず、事業者にとっては複雑な按分式で厚生労働省部分と文部科学省部分を算出する必要があること。特に、対象外経費の取扱が各省で異なるため、同一工事の同一の見積りから各省の考え方にそって対象経費/対象外経費を抜き差し各補助金毎に対象経費を算出しなければならない。外構工事費などは対象外経費についての取扱が明示されていない中で、このような作業を行う必要があるため、事業者と市の事務を煩雑にしているまた、認定こども園に移行する前の施設種類が保育所か幼稚園かによって、整備に係る1号認定と2・3号認定の人数に偏りがある園が多く、補助金額を決定する際にも、一方の補助金は助成基準額で、もう一方の補助金は対象経費で補助金額が決まることも多い。以上のような枠組みは事業者の理解能力の範疇を超えた複雑なものとなっているため、対事業者とのやりとりについても非常に苦勞を強いられている。また申請後の交付決定にあたっては、各省からの内示が揃わなければ事業に着手できないが、一方の交付金が交付決定されているのに他方が未決定のため年度内の工事着工が不可能となり、2か年事業で実施する予定を単年度で実施せざるを得なくなり、タイトなスケジュールで工事せざるをえないなどの支障が生じている。</p> <p>○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。また、厚労省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても煩雑な事務処理が発生している。</p> <p>○当市においても、H29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の手間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。また、当市も同様に、文科省分の内示額が圧縮され、対応に苦慮した経験がある。</p> <p>○当県でも申請事務が複雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一的な見解を求められないことなど支障をきたしている。</p> <p>○平成30年度において、両交付金を活用して整備した施設のうち約半数が認定こども園であるところ、同一の内容を厚生労働省と文部科学省に協議・申請している施設は当県でも多数ある。さらに、内示(内定)後の交付申請や支払請求の時期が同一でないことも、自治体等の事務が複雑にしている。</p> <p>○左記の具体的な支障事例と同様に、保育部分と教育部分の所管が異なることで、申請主体である市、事業者ともに、複数の申請書類の作成や複雑な按分計算等による事務処理の煩雑さが生じている。また、過去には、保育部分と教育部分の内示に約3か月ほどの差が生じ、工期が危ぶまれる事例も生じたところ。認定こども園という単一の施設であることから、補助金及び申請窓口の一本化が必要と考える。</p> <p>○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩瑣となっている。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。</p> <p>○当県においても、1施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑は事務処理が発生している。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違うため、妥当な判断が難しい。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 <p>等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。</p>	<p>回答いただいている対応により、事務負担の改善は一定進んでいるとはいえ、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。</p>	<p>【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【広島市】 これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 認定こども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
162	大阪府、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点3】	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象を「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定せず、運営費に係る子ども・子育て支援交付金と同様に市町村の裁量の下、「市町村が認めた者」とされたい。	病児保育事業については、現在でも保護者ニーズが高く、今後女性就業率の上昇や教育・保育無償化による保育需要の増大に伴い更にニーズが増すものと思われ、府としては充実させていきたい。しかし、病児保育施設の整備促進を目的としている「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」において、交付対象が「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定され、NPOなどは対象となっていない。実施するにあたり、多大な費用がかかる施設整備に対する補助が出ないため、意欲はあるものの整備に取り組みないと相談を受けている事例がある。 なお、病児保育事業の運営への補助を目的とした「子ども・子育て支援交付金」の交付要綱では、交付対象として「市町村が認めた者」を認めていることから、整備の補助対象が限定的であることは整合性が図られず、事業の展開に支障が生じている。	内閣府、厚生労働省	旭川市、豊田市、南あわじ市、熊本市	○病児保育事業の参入には施設整備が不可欠となっており、交付対象の拡大は一定のニーズのある当事業の推進に繋がるため、制度改正の必要性を感じている。 ○当市においては病院に併設した3か所の事業所がある。時に定員を超過し利用ができない事例もあるため、交付対象の拡大は必要と考える。 ○当市では、現在委託施設として社会福祉法人や病院だけでなく、NPO法人も加わっている。今後例えば病児保育施設にNPO法人が新たに加わることもある可能性が有る場合、補助が出ないことで整備に取り組みないと相談を受けることも十分に考えられる。よって、病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象を「市町村、社会福祉法人や病院等」に限定せず、運営費に係る子ども・子育て支援交付金と同様に市町村の裁量の下、「市町村が認めた者」とされる必要があると考える。
163	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	公営企業型地方独立行政法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人や公立大学法人と同様に地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経営基盤強化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	府立病院機構が今後も安定的に高度先進的な医療提供・医療水準向上を行うには、財政基盤強化が不可欠である。 すでに公立大学法人では業務遂行に支障ない範囲で、対価を教育研究水準向上のための費用に充てるため、土地等の貸付を可能とする法改正が、本年5月に成立したところである。 一方、公営企業型地独法人は、法82条により病院事業及び附帯業務以外の業務を行ってはならないとされている。府立病院機構では、切れ目ない医療から介護までのサービスを提供するため、敷地一部を事業者へ貸出し、病院と連携した事業(※)を検討したが、附帯業務に当たらず、実施できない状況である。 この状況では、地独法人の所有資産の有効活用による自己収入確保や、これによる府民へのより良いサービス提供が困難であり、地独法人の自主性自立性を阻害している。 (※)病院と連携できる「リハビリを中心とする在宅復帰支援機能を備えた民間複合施設」の誘致を検討。具体的には、リハビリ、在宅復帰支援施設、緩和ケア・終末医療、調剤薬局などを想定しており、こうした医療・福祉関係事業者を誘致するため、土地を一括して管理する民間事業者に対し、敷地の一部を貸し付けることを検討している。	総務省	宮城県、埼玉県	○当県では、4病院の地方独立行政法人化(2020年4月予定)に向けて、所有する土地・建物(他団体に貸し付けている部分も含む)について、承継資産とすべきかどうか精査しているところである。現在、病院局が所有する土地・建物の中には医療型障害児入所施設を含む社会福祉法人などに貸し付けを行っている部分がある。地方独立行政法人が土地や建物の貸し付けを行うことは、法82条により、本来の事業との密接な関係性や健全な運営に資するためなど、本来の事業に支障を来すものとなってはならないとされており、独法後は土地・建物を貸し付けることができずに社会福祉法人が行う事業に支障が生じる恐れがある。現在の利用状況を鑑みると、土地・建物については引き続き他団体に貸し付け、事業の提供を継続することが望ましい。
164	広島県、宮城県、三重県、広島市、愛媛県、中国地方知事会 【重点13】	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長等	居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員と定め、当該要件に対する一定の経過措置期間として平成33年3月31日までの間と定めているが、経過措置期間を最低でも6年以上(令和6年3月31日)とすること。	管理者である主任介護支援専門員になるための要件の1つに、専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者について、主任介護支援専門員研修(70時間)を受ける必要があるとされている。 管理者資格に係る経過措置期間が3年程度しかないため、実務経験を満たせないことから管理者になれず、事業所を廃止又は休止せざるを得ない状況が起きてしまう。	厚生労働省	仙台市、須賀川市、千葉県、千葉市、袖ヶ浦市、八王子市、十日町市、石川県、長野県、浜松市、京都府、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、島根県、岡山県、玉野市、徳島県、香川県、高松市、松山市、新居浜市、熊本県	○当市では、令和元年6月30日が指定更新期限である居宅介護支援事業所において、介護支援専門員が1人のみであるため、業務を行いつつながら研修を受講できる体制をとることができず、令和3年3月31日までに主任介護支援専門員を管理者とすることが難しいため、令和元年6月30日をもって事業を廃止する旨の届出があった。また、介護支援専門員が1人のみの事業所は他に1事業所あり(休止中は除く)、廃業せざるをえない状況になれば利用者にも多大なる影響が出るのが懸念される。 ○定量的な調査は行っていないが、高齢化が進行している過疎地域において、現在の介護支援員は従事期間不足で主任になり得ず、新たに主任介護支援専門員を雇用することも困難であるという事例あり。 ○当市に登録中の居宅サービス事業者の中にも経過措置中の事業所があり、対応に苦慮しているとの話もあることから、経過措置期間を延長し、円滑な移行が出来るように希望する。 ○当市の居宅介護支援事業所は147事業所(休止施設を除く)。勤務する居宅介護支援事業所の介護支援専門員は457名で、うち主任介護支援専門員は85名。管理者が主任介護支援専門員である事業所は53事業所のみで、介護支援専門員が管理者を務める事業所が半数以上となっている。現に主任介護支援専門員を管理者として置かない事業所が、事業所を継続するためには主任介護支援専門員研修の受講が必要となり、当市においては94名が主任介護支援専門員研修を受講する必要がある。 ○平成30年4月の介護保険制度改正に基づき、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所における管理者の要件が「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」に変更されたが、経過措置期間では従事期間の年数が足りず、研修を受講することができないという問い合わせが多数ある。 ○当市の現時点の居宅介護支援事業所203事業所のうち主任介護支援専門員がいない事業所は120事業所あり、そのうち経過措置期間中に5年以上の実務経験を満たせない事業所は26事業所、介護支援専門員が1人のみの事業所のため研修受講の体制をとることが困難な事業所は56事業所が推定され、主任介護支援専門員を確保できず、経過措置期間が経過した場合、事業所を廃止又は休止し、利用者は介護支援専門員を変更せざるを得ない影響が考えられる。 ○当県でも、現状で把握できる限りでは、およそ4割が主任介護支援専門員ではなく、同様に支障が生じるおそれがある。 ○当県で実施した調査では、平成33年3月末までに主任ケアマネを配置できず、休止・廃止を余儀なくされる事業所が4カ所あり、その中には町内唯一の居宅事業所も含まれる。 ○県下の全居宅介護支援事業所中、介護支援専門員1名体制の事業所が約3割を占めており、経過措置期間の令和3年3月31日までに、居宅介護支援事業所の管理者要件である主任介護支援専門員の資格を取得することができず、廃業を余儀なくされ、結果として利用者が不利益を被ることが懸念される。 ○当市では、平成31年10月現在219ある居宅介護支援事業所のうち、28パーセントに当たる約60事業所が一人ケアマネとして事業所を運営している。(主任であることの確認はしていない。) 主任でない介護支援専門員が、主任の資格を得るために長時間の研修を遠方まで行くことや日々の業務を考慮すると、やむを得ず居宅介護支援事業所の廃業により、利用者のサービス提供に支障が出る恐れがある。 ○当県では、県及び県介護支援専門員協会に対し、現任の指定居宅介護支援事業所管理者から、経過措置期間内に主任介護支援専門員研修の受講要件である「専任の介護支援専門員として従事した期間が5年以上」を満たすことができない旨の相談が複数寄せられている。 ○経過措置期間の見直しをしたうえで、制度改正時点で、現に居宅介護支援事業所として存在していた事業所については、特例として、資格取得にあたり簡素化されたカリキュラム等を設ける必要もあると考える。 ○当市が実施した実態調査においても経過措置期間(3年間)内に主任介護支援専門員を管理者におけない事業所が10事業所以上あり支障となっている。 ○当都道府県においても、制度改正以前より居宅介護支援事業所の管理者であるにも関わらず、3年間の経過措置期間中に主任介護支援専門員研修の受講要件を満たせないため主任介護支援専門員の資格を取得できず、廃業を余儀なくされる者が少なくとも94名存在しており、当都道府県からも、同事案について提案をしている。 ○過疎、高齢化が進展し、かつ特別豪雪地帯に指定されている当市では、介護事業所の新規参入が少なく、介護基盤等の社会資源が限られている現状がある。市内居宅介護支援事業所においても、主任介護専門員資格を有していない事業所が存在しており、サービス利用者のサービス利用に支障が生じる恐れがあることから、経過措置期間の延長を要望する。また、居宅介護支援事業所の管理者の職にある者の職務実績を考慮した上で、制度改正の要件緩和が図られることで、事業所の廃止、又は休止を回避することが可能となる。 ○当県の確認では現時点で全674事業所のうち65事業所で主任介護支援専門員が確保できない恐れがある。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
NPO法人等が補助対象となるよう、「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」を2020年度中に改正する。	市町村の裁量の下で「市町村が認めた者」が補助対象となる改正が妥当と考える。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討してまいりたい。	地方独立行政法人である大阪府立病院機構が今後も安定的に高度先進的な医療提供や、医療水準の向上を行うには、財政基盤の強化が不可欠である。すでに公立大学法人では業務遂行に支障ない範囲で、その対価を教育研究水準の向上のための費用に充てるため、土地等の貸付を可能とする地方独立行政法人法の改正が、本年6月に公布され同年9月に施行される予定である。一方、公営企業型地方独立行政法人は、法82条により病院事業及び附帯業務以外の業務を行ってはならないとされている。大阪府立病院機構が、法人として所有する土地を有効利用することは、単に法人の自己収入を確保し財政基盤の強化を図るだけでなく、土地等の貸付を通じ、府立病院機構の本来目的とする医療水準や療養環境を更に充実させていくことにも資するものでもあるため、財産の有効活用が可能となるよう制度改正を検討いただきたい。なお、大阪府立病院機構では、令和4年度に現地建替えを予定している病院において、当該病院と連携できる事業者に敷地の一部を貸付けることを検討しているところ。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
管理者要件の見直しは、管理者が主任ケアマネジャーの場合の方が、事業所内のケアマネジャーに対する同行訪問による支援(OJT)の実施や、ケアマネジャーからのケアマネジメントに関する相談の時間を設ける割合が高くなっているという状況を踏まえ、事業所における業務管理や人材育成の取組を促進させることにより、各事業所のケアプラン、ケアマネジメントの質を高める観点から導入したものである。現在、管理者(主任ケアマネジャー)になろうとする者が必要な研修を円滑に受けられるよう、研修の実施主体である都道府県に対し、 ・地域医療介護総合確保基金を活用した受講者の金銭的な負担軽減(会場借料や講師謝金の補助など)や ・事業所に勤めている方々が受講しやすいよう、例えば、土日や夜の開講やe-ラーニングによる通信学習など、研修の開催方法の工夫について要請しており、まずはこうした取組を進めることが重要であると考えている。 その他必要な対応については、令和元年度実施予定の実態調査の結果を踏まえて検討してまいりたい。	広島県は、平成30年4月施行の厚生労働省令において、居宅介護支援事業所(以下、「事業所」)の管理者の要件が、介護支援専門員から主任介護支援専門員に改正され、その経過措置期間が令和3年3月末までとされたことに対し、令和6年3月末までの延長を提案していますが、この回答では、言及されていません。厚生労働省において、経過措置期間が課題であると認識されているのかどうか不明であるため、御認識をお示しいただきますようお願いいたします。本県が問題視しているのは、主任介護支援専門員になるための研修(以下、「主任研修」)の受講要件が「専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上」であるにもかかわらず、経過措置期間が3年しかないという点です。そもそも3年という経過措置期間の設定の理由も不明であるため、理由を明らかにしていただきますようお願いいたします。本県が令和元年6月に行った調査では、回答のあった事業所の1割に当たる62か所が「令和3年3月末までに主任介護支援専門員の管理者を確保できる見込みが立っておらず、廃止等をせざるを得ない」という実態です。厚生労働省が実施予定の実態調査については、時期や内容を早期に公表していただくとともに、その際、調査結果によって経過措置期間の延長の可能性があるのかどうかを付言していただきますようお願いいたします。また、実態調査に当たっては、専任の介護支援専門員としての従事期間や主任研修の受講に係る問題点等に加えて、市町の意見を聴取するなど、現場の実態が把握できるような工夫をお願いします。このまま令和3年3月末が近づけば、介護現場や市町、何よりも利用者やその家族に混乱が生じる恐れがありますので、経過措置期間に係る方向性を早期にお示しくださいようお願いいたします。	【千葉市】 受講者の金銭的な負担軽減や、研修の受講方法の見直しについては、回答を支持し、早急かつ柔軟な取組みを希望する。実態調査の結果を踏まえてとあるが、居宅介護支援事業所を運営することができないと判断した事業所が、今年度以降一斉に廃業するおそれがあるため、その結果をなるべく早く周知いただけるようお願いしたい。更に、既に期限が迫っている中、早急に事業所運営継続の見込みが立てられるよう、期限の延長については引き続き強く要望する。 また、研修の内容については煩雑な課題が多く、実務を行いながらの課題提出は、既に長い研修時間に更なる負担となっており、開催方法とともに、資質を維持しながら、その内容を見直すことも必要であると考え。 【八王子市】 事業所が継続できなくなることによって利用者に不利益が生じることが無いように、必要な対応を検討するにあたっては、地方の実態及び意見等を十分に踏まえ、適切な対応を求める。また、その対応内容については、自治体及び事業者等における準備期間を考慮して、十分に余裕のあるスケジュールで情報提供されたい。 【十日町市】 研修受講者の負担軽減や受講機会の拡大も重要と考えるが、そもそも介護人材の確保が困難を極める現場では、経過措置期間の延長等が最も現実的な対策であると考え。介護人材の確保が困難な状況にある本市においては、現行制度により事業所、又はサービス提供体制の存続ができないといった問題が生じかねない。サービス利用者を第一義に考え、もとより限られた社会基盤を活用した介護サービスの継続的な提供が可能となるよう、特段の配慮をお願いしたい。併せて居宅介護支援事業所の管理者については「職務実績を考慮して管理者とみなす」等、制度改正の要件緩和、経過措置を講じられたい。 【岡山県】 現状の経過措置期間3年では主任介護支援専門員研修の受講条件になる実務経験年数5年の基準を満たすことが出来ない。研修期間も含め、最低でも6年以上の経過措置期間が必要であり、期間延長の検討をお願いしたい。	【全国知事会】 指定居宅介護支援事業所に配置する管理者を主任介護支援専門員でなければいけないとする基準については「従うべき基準」となっている。「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、所管省の回答は研修受講方法の工夫や実態調査結果を踏まえ検討となっているが、既に現行の経過措置期間では事業所を廃業及び休止せざるを得ない状況が生じるとの声が多数あることから、早急に対応すべきである。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
165	多治見市 【重点4】	ひとり親家庭等の支援事業に関する自治体への調査権限の付与	母子家庭自立支援給付金等事務において、ひとり親家庭であるかについて、自治体へ調査権限を付与すること。	現状、ひとり親家庭等への支援事業(母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び母子家庭高等職業訓練修了支援給付金)については、申請者がひとり親家庭であるか否かは職権で調査を行うことができず、申請者が提出す住民票、戸籍、所得証明等により判断している。しかし、昨今の婚姻関係の多様化により、申請者から提出される書類だけでは、判断ができない場合があり、関係者への質問及び関係機関への資料提供要求等を可能とし、職権により調査できるようにする必要がある。具体的には、離婚等により母子或いは父子家庭となった場合、離婚時期によっては申請者から提出された戸籍だけでは確認できず、提出された戸籍よりも遡る戸籍の確認が必要となることがあるが、本人経由の取得では手間と時間を要するため、知識のある職員が職権で調査を行う方が迅速に確認を行うことが可能となる。また、添付書類が離婚前時期に係るものである場合、本人に取得が困難なものもある。更に未申告による所得証明が取得できない場合の事実確認は、現状では職員による調査の権限がないため、確認することができない。	厚生労働省	八戸市、荒川区、川崎市、福井市	○申請者から提出される書類だけでは、判断ができない場合があり婚姻関係の確認に苦慮しており、申請者に負担をかけてしまうこともある。自治体に調査権限を持たせることにより、事務改善につながると考える。
166	多治見市 【重点4】	特定求職者雇用開発助成金に関する市区町村の証明に係る事務の見直し	特定求職者雇用開発助成金に係る母子家庭の母等であることの証明について、市区町村等の証明書を廃止する。または、証明が必要である場合、市区町村に当該証明に関する調査(戸籍の公用請求等を含む)権限を付与する。	本市では、当該助成金に係る証明書の発行を求められることがあり、母子及び寡婦証明書の作成にあたって法第6条第1項の該当及び児童扶養があるか否かを判断するため、申請者等に住民票、戸籍等の取得・提出を求めている。そのため、申請者(労働者)に負担を強いることとなるが、本助成制度は事業者への助成であり、申請者にとってはメリットがなく負担のみである。また、証明申請があった日から遡って、雇入れ日において児童の扶養があったか否かの証明は、市区町村でも判断することが難しい。提出書類でも判断できない場合は、申請者から直接聞き取った内容などを考慮して、証明書を発行しているのが現状であり、市区町村だから判断できるものではない。確認方法としては被扶養者の社会保険証の確認により可能になると考えるが、本人への聞き取り、保険証による確認のいずれの場合も労働局窓口で可能である。	厚生労働省	—	—
167	宇佐市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	住宅・土地統計調査における調査表の二段階配布方式の見直し	住宅・土地統計調査の調査対象世帯に対して、オンライン回答用の調査書類(ID・パスワード等)を郵便受け等に配布後、一定期間経過後、調査対象全世帯を訪問し、面接の上で紙の調査票を配布するといった、二段階配布方式の義務付けを見直し、調査書類等の最初の配布時におけるオンライン調査書類と紙調査書類の同時配布を可能とすること(平成25年度本調査実施時は同時配布)。または、自治体ごとの裁量で選択可能とすること。	【制度概要】平成30年度住宅・土地統計調査では、オンライン回答率の向上を図るため、調査対象全世帯にオンライン回答用の調査書類を郵便受け等に配布後、一定期間経過後、調査対象全世帯を訪問し、面接の上で紙の調査票を配布する二段階配布方式を採用している。 【懸念材料】オンライン回答率の向上が、二段階配布方式による効果によるものか確認が難しく、インターネットに不慣れな高齢者等の世帯が多い地方での効果については、疑問が残る。 【支障事例】二段階の手順を踏む本事務は、調査対象世帯の理解も得られ難く、調査現場での混乱を招く要因となっており、調査員の確保が困難な状況の中、調査員にかなりの事務負担を強いる状況である。	総務省	札幌市、旭川市、盛岡市、山形市、ひたちなか市、那須塩原市、所沢市、川崎市、富山県、福井市、長野県、高山市、豊橋市、西尾市、田原市、京都府、寝屋川市、南あわじ市、高松市、新居浜市、大村市、宮崎市	○平成30年住宅・土地統計調査において、当市においてもオンライン回答用の調査書類を調査対象の全世帯に配布したことによる問い合わせ・苦情が相当数あった。 ○インターネット回答を促進するため、平成30年住宅・土地統計調査において採用されたいわゆる調査書類の二段階配布方式については、調査方法の複雑化や、調査員や市町村の負担が増加し、関係市による調査事後報告会においても、次回調査においてオンライン調査書類と紙調査書類の同時配布を希望する市が大半であったところ。 ○直接面会せず、オンライン回答用IDをポストイングするだけでは、調査への協力を得られにくいだけでなく、本当に行っている調査なのか市に問い合わせが来るが多かった。また、インターネット環境がなく、紙の調査票がほしいといった世帯からの問い合わせも相次いだ。 ○二段階配布方式により、調査員が対象世帯に訪問する回数等が増え、負担が増えた。オンライン回答した世帯へ、同居世帯等がいなければ確認のため訪問する際に、対象世帯から「回答しましたけど」、「オンラインで回答すれば会わないで済むと思ってやったのに」などと言われてしまった。 ○当市では実査中の世帯からの問合せの半数以上が、「インターネットの環境がなく回答できない」という趣旨の内容であり、インターネット回答用調査書類の配布後に多く寄せられたことから、世帯との不要なトラブルを避けるためにも同時配布が望ましい。 ○初回訪問後、調査対象世帯にはオンライン回答用書類が届いていないため、紙で回答を希望した際の対応、また不審に感じた世帯への対応など、調査員と職員の事務負担が大きかった。 ○二段階の期間が短く、結局ほぼすべての世帯を訪問ことになり、調査員の負担減につながっていない。オンライン回答用の調査票は、ポストイングのみだったため、問合せの電話が多くあり、対応に追われた。また、調査対象世帯にとってもわかりにくく、現場に混乱が生じた。
168	栃木県、茨城県、群馬県	外来生物法に基づく飼養等の許可制度の規制緩和	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条に規定されている飼養等の許可に関し付される条件について、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡易化するなど、基準の緩和を図ること。	本県では、特定外来生物による農業被害が発生しており、特にクビアカツヤカミキリの被害が増大している。クビアカツヤカミキリの効果的な防除方法の確立のためには、試験に供するために大量の飼養が必要となるが、現状では1頭ずつの増減管理が求められている。本県が直面しているように年間千頭以上の大量飼養が必要な状況下で、かつ、逸出防止措置をとっている公共の研究施設内における飼養については、少数個体の飼養や個人宅での飼養を前提としている管理方法と同様の、1頭単位、日単位での増減管理を求めることは、必要以上の時間と労力を要し、本来行うべき試験研究に関する業務の足かせとなっている。また、クビアカツヤカミキリの幼虫は樹木内部に穿孔して生活するため、外部から観察しただけでは内部の個体の増減(生死)把握が難しい。地方公共団体による特定外来生物の研究成果は、地域農家等に還元されるものであり、民間企業が行う営利目的のものではないことから、機動的な対応が可能となることを求める。	農林水産省、環境省	愛媛県	—

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>本件提案については、 ○大半の受給希望者は、離婚の事実や所得水準を児童扶養手当証書によって確認できること、 ○児童扶養手当受給者ではない場合も、 ・所得水準については、本人の同意を得て番号制度を活用し、課税証明書の情報確認ができるほか、 ・離婚の事実についても、戸籍法第10条の2に基づき、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができることから、現行規定で対応可能である。 なお、具体的な支障事例を個別に踏まえながら、ご指摘に係る調査権限についての検討を含め、どのような対応が地方自治体の業務運営の改善に資するかという観点から、検討して参りたい。</p>	<p>本件提案については、地方自治体は事務の遂行に当たり、どこまでの確認を行う必要があるのか、という前提がある。 児童扶養手当受給世帯でない世帯について、被扶養者の被扶養事実の確認を行う際、離婚前に父が扶養していた母子家庭の場合には、父に対して扶養確認を行う必要があると考える。 その場合において、回答では「本人の同意を得て番号制度を活用し」とあるが、本人（この場合は父）の同意を得ることは実際には困難であり、また、扶養の内容まで確認する場合においては、課税している自治体に照会を行う必要があるが、その場合にはやはり調査権限が必要となる。 仮にそこまでの事実確認を必要としないのであれば、その点を踏まえた事業実施にかかる要領等を作成し、地方自治体への提供を要請したい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>令和元年度末の支給要領改正に向け、特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)に係る母子家庭の母等であることの証明について、母子家庭の母等に該当すると判断できる証明書について精査を行い、制度運用に支障が生じない範囲において求職者本人の負担が極力生じることのないよう見直しを検討する。</p>	<p>管轄の労働局においてワンストップの対応とする等、求職者負担が減少する見直しとなるよう、重ねて要請する。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>平成30年住宅・土地統計調査のオンライン回答率は23.3%(暫定値)と前回調査(7.9%)に比べて15.4ポイントの大幅な上昇となっており、今回の二段階配布方式の取組がオンライン回答率の向上にも寄与したものと考えている。 この取組については、オンライン回答率の向上に伴い、調査員はオンライン調査世帯の調査票の配布、収集及び検査事務が不要となることから、調査員事務の負担軽減にもつながるものと認識していたものの、調査を実施した市町村からは、今回ご指摘いただいているような意見も頂戴しているところである。 次回調査(令和5年を予定)における調査票の配布方法については、次回の調査方法の検討を令和2年頃から開始し、令和4年に予定している試験調査や、令和2年国勢調査等の実施状況等を踏まえて令和4年の秋頃までに結論を出すことを予定しているため、現段階で結論を出すことは難しいが、今回の提案内容については、今後、地方公共団体からのご意見も十分にお聞きしながら、検討を進めてまいりたい。</p>	<p>オンライン回答の普及については、当然推進すべきものであるが、他市町村の意見にもあるように、調査現場では少なからず混乱やトラブルが発生している現状に鑑みれば、調査方式の改善は必要なものと思われる。 世代間及び地域間における、調査現場実態やオンライン回答率等の差異も踏まえ、次回調査に向けた調査方法の検討の中で、ご検討いただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【農林水産省】 クビアカツヤカミキリは、特定外来法上、環境省の単管種であり、農林水産省から回答すべき事項は無い。 【環境省】 外来生物法において、特定外来生物の飼養等の許可や届け出に係る単位については通常「個体数」を用いることとしておりますが、生物の分類群によっては個体数の把握が困難な場合もあるため、量を表す単位(kg等)での届出でも構わないことになってるため、現行制度においてもご負担の低減が可能であると考えております。また、どうしても数量が多く、厳密に数を把握することが困難な場合については管轄の地方環境事務所にご相談をお願いいたします。 本件については適正な規制を図る観点から、ご懸念の点について許可事務を取り扱っている地方環境事務所等に情報共有を図ってまいります。</p>	<p>提案内容に記載のとおり、現行規定において、クビアカツヤカミキリの報告事項(量や増減の記録等)については、「一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量」や「数量の増減の事実が生じた日付及びその数」を報告する必要があるとされており、年間千頭を超える飼養を行う本県においては、対応に苦慮しているところ。 「量を表す単位(kg等)」での届出も可能とのことだが、今回提案のクビアカツヤカミキリは成虫、幼虫ともに非常に軽く、重量変化により生死の判断は困難である。 については、クビアカツヤカミキリの報告内容を「1日単位ではなく、月単位もしくは試験終了時点での数量記録を報告する」、「1頭単位ではなく、飼育ケース毎もしくは採取サンプル(樹木)単位での増減記録を報告する」という提案について見解をお聞かせいただきたい。また、そういった報告内容が適切ではないとされる場合、負担低減に繋がる対応方針を具体的に明示いただきたい。 また、地方環境事務所と相談するに当たっては、上記のような地域の実情や当該生物の生態に即した運用が可能となるよう環境省全体として対応いただくとともに、環境省告示についても、運用に即した告示改正又は適宜通知を発出する等、後に告示内容に齟齬が生じないよう明確化をお願いしたい。</p>	—	—

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
169	栃木県、群馬県、新潟県	「民泊制度運営システム」により行われる、住宅宿泊事業者が掲げる標識発行に係る手続の簡素化	住宅宿泊事業者が掲げる標識について、知事が届出を受理した際には、標識発行に最低限必要な内容のみを「民泊制度運営システム」に入力すれば、同システムへの添付書類の登録を待たずに、標識が発行可能となるよう見直しを求める。	【現状】 住宅宿泊事業者は、事業を開始しようとする日の前日までに都道府県知事に届出を行い、事業開始時には届出住宅ごとに標識を掲げなければならない。 【支障事例】 現在、事業者から届出があった添付書類を含めた全ての書類を「民泊制度運営システム」に登録しなければ、同システムから標識記載事項(届出番号)を取得できず、標識を発行できない仕組みとなっている。 添付書類は紙媒体で提出がある場合も多く、その都度、紙媒体の書類をPDF化し、システムに登録する事務が生じているが、事業開始日の直前に届出があった場合や、同一の事業者から大量の届出があった場合など、これらの作業による担当する職員への負担も大きく、状況によっては標識の発行が営業開始予定日に間に合わないおそれもある。 届出については、書類の内容が適正であるかを知事が確認すれば有効に受理することが可能であることから、書類をシステムに登録することは、事業が開始された後に行われても法律上問題がないはずである。また、申請書類は一般に公表されておらず、利用者(客)がそれら書類を確認することができないことから、利用者の利便性を損なうこともない。	厚生労働省、国土交通省	豊橋市、大阪府、高知県、宮崎県	○現状は、提出書類のPDFをシステムにアップしなければ、届出番号が発行できないことから、届出件数の多い自治体には大変な負担になっていると推察される。 ○当都道府県においては、標識は届出番号通知後、事業者自身が発行させる運用としているが、貴県のとおり、システムの変更の必要性があると考えられる。
170	栃木県、福島県	国庫補助を受けて建設した商工会館の処分に伴う申請書類の簡素化及びマニュアルの作成	国庫補助を受けて建設した商工会館の処分に伴う財産処分申請について、申請書類の簡素化を図るとともに、申請書類の具体的な記載方法を示したマニュアルを作成し、周知することを求める。	昭和40年代以降に国庫補助を受けて建設した商工会館について、老朽化が進み管理・修繕に係る負担が増大している。そのため、施設を処分し、他の施設を利用することを検討している団体も多数想定される。 施設の処分を行う場合は、国による承認を受ける必要があるが、当該承認申請に当たっては、マニュアル等が整備されておらず、国担当者からのメールにより必要書類の指示を受ける状況であった。 更に、建設から長期間が経過しているため、指示された書類を必ずしも揃えることができず、その都度代わりとなる書類を問い合わせる状況であった。また、記載例等が整備されておらず、国担当者との認識の違いなどから多くの手戻りも発生した。そのため、本県のケースでは、書類作成に半年を要した。	経済産業省	秋田県、富山県、愛知県、山陽小野田市、愛媛県、宮崎県	○当県においても老朽化した商工会館等の処分を行おうとする事例が増えてきており、提案県と同様の課題があると認識している。 ○事例はないが、申請書類の具体的な記載方法を示したマニュアルを作成したほうが、事務量が減少する。 ○国庫補助を受けて建設した商工会館等の指導施設において、平成30年度から31年度にかけては5件の財産処分を行ったが、マニュアル等がないため、国担当者とのメールのやりとりで必要書類を整備した。他県の事例と同じく建設が古い建物が多く、すでに存在しない書類も多くあり、代替書類の整備にも多くの時間を要した。そのため、必要書類及び記載例、書類不存在の場合の対応マニュアルの整備は必要であると考えられる。 ○現時点において、当県で具体的な支障事例はないものの、将来的な可能性を踏まえると、提案事項は必要と認められる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>本件については、自治体に対して適正な届出がなされているにもかかわらず、必要な書類をシステムにアップロードすることに時間を要し、自治体から事業者への届出番号の発行・通知が遅滞することに問題の所在があると考えられる。</p> <p>これについては、現行の民泊制度運営システムにおいて、対応が可能である。</p> <p>民泊制度運営システム上、書類をシステムにアップロードしている最中であっても届出番号を発行することは可能であり、仮に、システム画面上に「アップロード中」と表示されていても、届出受理ボタンを押下すれば、届出番号を発行することができることから、現行制度において支障事例に対応することが可能である。</p> <p>なお、アップロード処理に時間を要するのは、無害化処理(アップロードファイルに含まれるウイルスなどを無効にする処理)が実行されていることが原因である。</p>	<p>「アップロード中」と表示されていても、届出受理ボタンを押下すれば、届出番号を発行できる」とのことであるが、その方法で対応可能であるという事実は周知されておらず、また、マニュアルにも記載がないため、提案団体としては把握できなかった。</p> <p>回答内容を踏まえ、実際に届出番号の発行が可能であることは確認したが、届出番号発行後に各種書類をアップロードする場合、新規登録に関わらず、「届出の変更」として行わなければならない、届出した事業者側から見ると変更の届出をしていないのに履歴上は変更した形になってしまう。</p> <p>回答いただいたとおり、現システムでも対応可能であり、それが適切な対応ならば、その旨を通知等で明確化していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>
<p>国庫補助を受けて建設した商工会館の処分に伴う財産処分については、国庫補助を受けた当時の補助金交付要綱に基づく申請が必要であり、個別に補助金交付要綱を遡って確認する必要がある。一方で、財産処分申請時の基本的な考え方や必要書類に記載されるべきポイント等は存在するため、行政手続きの効率化を図るためにもそれらの基礎的事項を整理し、マニュアルを整備することを検討する。</p>	<p>基礎的事項を整理される中で、不要な書類を削減し簡素化を図っていただきたい。</p> <p>マニュアル作成にあたっては、記載例や、提出書類が必要な理由、既存書類の提出が難しい場合の代替する書類を明示するなど可能な限り明確な内容にしていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
173	神戸市	後期高齢者医療保険料の特別徴収対象年金の優先順位の見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる特別徴収対象年金の優先順位を支給額順に変更すること	後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が特別徴収の対象となる年金額の2分の1以上の場合、特別徴収ができない。そのため、優先順位が上位の年金で条件を満たさない場合は、下位の年金でこの条件を満たす場合でも特別徴収ができない。 例)老齢基礎年金(上位):5万円、老齢厚生年金(下位):9万円を受給しており、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が4万円となる場合、特別徴収は不可となる。(→優先順位が支給額順になれば、老齢厚生年金が優先され、要件を満たし、特別徴収が可能となる。) 被保険者としては十分な年金があるにもかかわらず、特別徴収されないことから、納付書または口座振替で納めることへの苦情も多い。	厚生労働省	札幌市、千歳市、宮城県、石巻市、白河市、須賀川市、ひたちなか市、所沢市、千葉市、川崎市、海老名市、新潟市、大垣市、高山市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、豊川市、知多市、京都府、京都市、池田市、芦屋市、鳥取県、高松市、八幡浜市、田川市、柳川市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市	<p>○当市においても、先日、年金受給年額3,154,000円の被保険者から保険料の特別徴収が停止となったことへの苦情が寄せられた。この被保険者は厚生年金(年額573,000円)と私学振興共済年金(年額2,581,000円)を受給中であるが、特別徴収の対象となる年金は、制度順の優先順位により金額の少ない厚生年金となっており、結果として介護保険料と合算した額が年金支給額(1/6期分)の1/2を上回ったことにより特別徴収が停止になったことが原因であった。被保険者は、特別徴収の対象年金に優先順位があることや自動的に普通徴収に変更されることを理解していない場合が多いため、納付書を送付しても普通徴収分を滞納する事例が多い。特別徴収は、後期高齢者医療制度開始当初から保険料の納付忘れに対処するために設定された納付方法であるが、このように特別徴収が停止になることが頻発することは、被保険者にとって不便であり、未納防止策としては全く逆効果となっている。これを解決するためには、特別徴収の対象年金の優先順位を廃止するか又は制度順から支給額順に改める必要がある。</p> <p>○被保険者の中には、十分な年金が支給されているにもかかわらず、特別徴収できない事例が見受けられる。特別徴収できない場合、納付書払い口座振替となるが、新たに口座振替の手続きが必要であったり、口座振替であっても残高不足で未納となるケースも多い。制度改正により、特別徴収できる対象が広がることで、被保険者の利便性が向上するとともに、収納率の向上が期待できる。</p> <p>○被保険者としては十分な年金があるにもかかわらず、特別徴収されないことから、納付書または口座振替で納めることへの苦情がある。</p> <p>○当市においても、被保険者に対する説明や収納対策に苦慮しているところである。法改正され、優先順位が支給額順になれば、特別徴収が可能な対象者が増加し、保険料収納率の上昇も期待出来る。</p> <p>○十分な年金があるにもかかわらず、特別徴収されない場合がある。また、そのことに対する苦情がある。</p> <p>○これまで特別徴収であった被保険者が1/2判定により、ある年から急に普通徴収(納付書払いであることが多い)に納付方法が変わってしまい、納付漏れが発生する原因となる。また、納付が遅れると督促手数料が加算された督促状が被保険者に対し送付され、トラブルにもなる。保険料の納付方法が特別徴収の対象とならない被保険者の中には、特別徴収を希望される方も多いため、複数年金を受給している被保険者の特別徴収をする年金の優先順位は、年金保険者による優先ではなく、受給年金額による優先とし、納付方法の選択肢を狭めないよう希望する。</p> <p>○後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が特別徴収の対象となる年金額の2分の1以上の場合、特別徴収ができない。そのため、優先順位が上位の年金で条件を満たさない場合は、下位の年金でこの条件を満たす場合でも特別徴収ができない。十分な年金があるにもかかわらず、特別徴収されないことから、被保険者への説明については、受給している年金の種類やその受給額の資料が必要となり、問合せには対応が困難な状況がある。</p> <p>○当市においても、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が特別徴収の対象となる年金額の2分の1以上の場合、特別徴収ができないため苦情もある。優先順位を制度順から支給額順に変更することで、より多くの被保険者の収納方法を特別徴収にすることができ、収納率の向上にも寄与すると考える。</p> <p>○当市においても、特別徴収の対象となる年金が制度順による一つの年金に限られるということについては被保険者からの理解を得難く、複数の年金を受給する者で特別徴収の対象から外れてしまった被保険者からの苦情も多い。特別徴収の対象者を拡大することは、被保険者の利便性の向上に加え、市区町村の収納率向上にも資するものであり、ひいては安定した制度の運営につながるものと考えられる。</p> <p>○老齢基礎年金と老齢厚生年金は、合算した金額が同時に支給されるにもかかわらず、老齢基礎年金が少なく老齢厚生年金が多い被保険者は、特別徴収ができないケースもあり、被保険者にとってわかりにくい制度となっている。優先順位を制度順から支給額順に変更することで、特別徴収が可能となる被保険者が増加し、被保険者の利便性の向上につながり、収納率の向上にも寄与すると考えられる。</p> <p>○当県においても、「複数の年金を受給しており、年額には余裕があるのに、特定の年金の支給額にだけ注目し、普通徴収となった。納付に手間がかかるので、特別徴収となるようにして欲しい」との意見が被保険者から寄せられており、同様の意見は市町村窓口にも複数寄せられている。被保険者の納付の手間を削減するとともに、保険料徴収率の向上を図ることができることから必要な改正だと考えられる。</p> <p>○十分な額の年金を受給しているにもかかわらず、制度ごとの優先順位によって特別徴収されなくなることは被保険者にとって理解しづらく、納付書等で納めることに対する苦情対応は長引く場合も多い。</p> <p>○普通徴収では、納付回数の多さや口座登録手続き等の被保険者負担が大きく、ひいては未納の発生につながる。</p> <p>○年金収入が十分にある方が年金不足により特別徴収できないということは理解を得ることが難しく、また納付場所まで出向くのが困難な場合が多い高齢者の方にとって、特別徴収は重要であることから、現行制度は被保険者の理解が得られないところである。</p> <p>○提案市と同様に、十分な年金支給のある被保険者が特別徴収とならないことの理解を得ることが困難である。また、納付書・口座振替申請のいずれであっても被保険者の負担となり、市としても苦情対応の負担増や収納率の低下にもつながる。優先順位基準の変更や、年金支給額の合計で判定するなど、より多くの被保険者が特別徴収の対象となるよう、より広い基準を検討していただきたい。</p> <p>○当市においても下位年金受給額が十分であっても特別徴収できず、保険料の算定通知や督促状等を発送した際に、特別徴収できないことへの不便さについて苦情をいただいている。特別徴収対象年金の優先順位を支給額順に変更することで、被保険者の利便性、納め忘れ防止による収納率の向上が期待される。</p> <p>○被保険者として十分な年金があるにもかかわらず特別徴収されないことについては、被保険者にとって非常に分かりづらく、また、理解が得られにくいいため苦情も多い。</p> <p>優先順位を制度順から支給額順に変更することで、より多くの被保険者の徴収方法を特別徴収にすることができる。これにより被保険者にとって分かりやすい徴収方法となるとともに利便性の向上も見込まれる。また、特別徴収になることにより納め漏れを防ぎ、収納率の向上にも寄与する。</p> <p>○優先順位が下位の年金において、十分な額の支給を受けている被保険者より、特別徴収を実施していない理由を問われた際、まず、実際に支給を受けている年金の種類や金額を確認しようとするものの、要領を得ない回答のため、その後の説明に窮してしまうほか、口座振替の登録や納付書による納付の案内に対しては、強い不満を漏らされることがあるもの。</p> <p>○国民健康保険よりも、納付方法の選択、手続き方法が複雑になっており、それを利用する被保険者にとっても、また説明する職員にとっても負担感は非常に大きい。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>御提案の後期高齢者医療保険料の特別徴収対象年金の優先順位を支給額順に見直すことについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構等年金支払者におけるシステム改修の費用負担や事務コストが発生すること ・そもそも制度として単純な金額順とした場合に、老齢基礎年金は支給停止となる可能性が低い年金であるのに対し、老齢厚生年金を含む他の年金は年金額が支給停止や減額となる機会が多い年金であるために、特別徴収期間中に年金額の支給停止・減額により特別徴収が中止される可能性が高くなるという課題があること ・日本年金機構が支給する年金と共済組合が支給する共済年金といったように複数年金を受給しているケースが想定されるが、その場合、いずれの機関が行うとしても対象者の全年金の情報をどのように収集し、ある時点でどの年金額が高いかを確認し、現行の事務処理の期間内に市町村に特別徴収対象者のデータを提供することは実務上困難であること <p>等の理由から、日本年金機構等年金支払者や市町村等の関係者の意見を聞きながら、慎重に検討してまいりたい。</p> <p>なお、特別徴収の対象年金を変更とする場合、後期高齢者医療保険料以外に介護保険料・国保保険料・市町村の住民税の全ての規定も合わせて見直しの検討が必要となる。</p> <p>また、「具体的な支障事例」について、老齢厚生年金は、在職等の理由により年金額が支給停止や減額となる機会が多い年金であること等を踏まえ、特別徴収の対象となる年金とされていないため、例として想定し得ないケースである。</p>	<p>年金額で見ると特別徴収可であるにもかかわらず、制度順となっていることで普通徴収となっている被保険者も少なくない現状を踏まえ、ぜひとも前向きに検討していただきたい。</p> <p>ご回答いただいている複数年金を受給しているケースについては、現行でも特別徴収の対象となる年金のうち、受給しているものはすべて(地方公務員共済組合連合分は除く)日本年金機構において確認していただいているという認識である。</p> <p>制度改正にかかる予算及び体制の確保のため、検討状況はなるべく公表いただき、実現する場合は各市町村へはなるべく早い段階でスケジュールをお示しいただきたい。また、それに伴う費用については国全体の問題であるため、国で必要な措置をとっていただきたい。</p> <p>なお、現行制度では特別徴収の対象外となっている老齢厚生年金等も対象としていただければより良い。</p>	<p>【千歳市】 システム変更費用負担の問題や年金支給機関の相互調整等実現には多くの課題があることは理解できました。加入者の要望が多い事項であり、高齢者である被保険者の利便性を高めるための特別徴収制度ですので、年金の垣根を超えた安定的な運用を早急に整備されるよう、重ねて要望します。</p> <p>【愛知県】 各年金支払者のデータは、マイナンバーの利用により、統合することが可能であると思われる。</p> <p>年金支給の安定性を問うのであれば、単純な金額順である必要はないが、介護保険料と同じ年金から徴収する規定を見直すことで、特別徴収の対象者を増やすことができる。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
174	神戸市	後期高齢者医療保険料の特別徴収開始時期に関する見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる特別徴収の開始時期について、早期に特別徴収を行なうことができるようにすること	毎年5月に年金保険者から特別徴収候補者データを受け取り、7月に国民健康保険団体連合会を通じて年金保険者へ特別徴収の4期(10月支給の年金)に該当するか否かの連絡を行っており、該当しないとした場合は翌年の同タイミングの連絡まで特別徴収の開始依頼を行えない。(例:生保廃止、障害認定、口座振替選択の停止等)被保険者は特別徴収を希望しているにも関わらず、普通徴収になることから、納付書または口座振替で納めることへの苦情も多い。また、普通徴収になっていることに気づかずに保険料を滞納している被保険者も多くなっている。	厚生労働省	札幌市、宮城県、石巻市、白河市、須賀川市、ひたちなか市、所沢市、千葉市、船橋市、川崎市、海老名市、新潟市、福井市、高山市、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、知多市、京都府、京都市、池田市、芦屋市、鳥取県、山口市、高松市、八幡浜市、田川市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市	<p>○普通徴収の期間が長くなるほど、未納になるリスクが大きくなるため、制度改正により、早期に特別徴収できることで、被保険者の利便性が向上するとともに、収納率の向上が期待できる。</p> <p>○長い場合1年以上待っていただく方もおり、特別徴収への切替えのタイミングが年1回しかないことについて理解していただくことは困難であり、苦情も受ける。</p> <p>○被保険者にとって特別徴収は利便性が高いことから、可能な限り特別徴収による納付ができるよう手立てを講じるべきである。</p> <p>○特徴再開の人は再開時期が10月のため再開希望の申請時期によっては1年以上のタイムラグが生じる場合がある。特徴開始時期の見直しがされれば、納付書や口座引き落としで納める被保険者が減り、納め忘れ等が減少するため収納率の向上につながる。</p> <p>○当市においても、被保険者に対する説明や収納対策に苦慮しているところである。特別徴収の開始時期について、10月と4月の2回であるが、早期に特別徴収を行なうことができるようになれば、特別徴収が可能な対象者が増加し、普通徴収による納め忘れ等を防ぐことができ、保険料収納率の上昇も期待できる。</p> <p>○普通徴収になっていることに気づかず、保険料を滞納している場合がある。また、そのことに対する苦情がある。</p> <p>○当市においても、特別徴収を希望しているにも関わらず、タイミングで普通徴収になることから、納付書または口座振替で納めることへの苦情もある。早期に特別徴収を行うことにより、被保険者に分かりやすい徴収方法となるとともに納め漏れを防ぎ、収納率の向上にも寄与すると考える。</p> <p>○当市においても、被保険者が普通徴収から特別徴収への徴収方法の切り替えを希望している場合や、被保険者の希望で口座振替を選択しているが納付が滞り特別徴収への切り替えを行いたい場合に、次の10月まで特別徴収開始を待たねばならないことについて対応に苦慮することがあり、特に前者については被保険者からの理解を得難く苦情も多い。特別徴収の見直しについては、被保険者の利便性の向上に加え、市区町村の収納率向上にも資するものであり、ひいては安定した制度の運営につながるものと考えられる。</p> <p>○普通徴収から特別徴収に切り替わる時期が限られ、場合によっては切替が一年以上先になることから、特別徴収を希望する者への説明に苦慮している。</p> <p>普通徴収期間が長くなると、未納が発生しやすくなる。</p> <p>○特別徴収の早期開始については被保険者の方からの希望や問い合わせが非常に多く、また説明しても理解が得られにくい案件である。</p> <p>○被保険者は特別徴収を希望しているにも関わらず、普通徴収になってしまう。また、普通徴収になっていることに気づかずに保険料を滞納してしまっている。</p> <p>○被保険者は特別徴収を希望しているにも関わらず、普通徴収になることから、納付書または口座振替で納めることへの苦情も多い。また、普通徴収になっていることに気づかずに保険料を滞納している被保険者も多くなっている。</p> <p>○現行の特別徴収開始判定のタイミングでは、必ず普通徴収になる期間が発生する。被保険者が特別徴収を希望しているにもかかわらず、納付書または口座振替で納付しなければならぬことについては苦情も多い。また、制度への理解不足から普通徴収になっていることに気づかず保険料滞納につながることも多い。</p> <p>特別徴収の開始時期を見直し、より多くの被保険者を特別徴収の対象とすることで、被保険者にとって分かりやすい徴収方法となり、収納率の向上が期待できる。</p> <p>○当市においても、以前から同様の支障事例が生じているところ。4期(年金支給月:10月)以外の時期からも早期に特別徴収を開始することが可能となれば、被保険者における利便性や収納率の向上につながることを期待されるもの。</p> <p>○国民健康保険よりも、納付方法の選択、手続き方法が複雑になっており、それを利用する被保険者にとっても、また説明する職員にとっても負担感は非常に大きい。</p>
175	神戸市	後期高齢者医療保険料の特別徴収の金額変更に関する見直し	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる本徴収のタイミングにおいても金額変更をできるようにすること	毎年5月に年金保険者から特別徴収候補者データを受け取り、7月に国民健康保険団体連合会を通じて年金保険者へ特別徴収額通知している。この場合、翌年度まで金額の変更ができないため、当年度内に保険料額に変更があった場合には、両徴収への切替え(特別徴収と普通徴収)、または全額を普通徴収に切り替えることしかできない。被保険者は特別徴収を希望しているにも関わらず、普通徴収になることから、納付書または口座振替で納めることへの苦情も多い。	厚生労働省	札幌市、宮城県、石巻市、白河市、須賀川市、ひたちなか市、所沢市、船橋市、川崎市、新潟市、高山市、浜松市、三島市、名古屋市、豊橋市、豊川市、知多市、京都府、京都市、池田市、芦屋市、鳥取県、山口市、高松市、八幡浜市、田川市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市	<p>○所得変更等により、保険料が変更となった場合、特別徴収ではなく、普通徴収となるため、被保険者の手間が増えることが多い。制度改正により、被保険者の利便性が向上するとともに、収納率の向上が期待できる。</p> <p>○左記具体的な事例と同様、保険料額に変更があった場合でも、そのまま特別徴収のみ金額を変更して継続してほしいというご意見をいただくことがある。普通徴収になることを理解していただくことは困難である。</p> <p>○8月に保険料の決定通知を送付後、所得の変更等により、保険料額が増額変更されると、特別徴収の金額は現状変更できないため、増額分はすべて普通徴収となる。被保険者は年金天引きで納めていると納付しているという感覚をあまり持っておらず、納付書が来て納付せず滞りとなる場合が多い。また、年金天引きで払っているのに納付書で取られるのはおかしい。という苦情にもつながる。特別徴収の金額変更に関する見直しが行われれば、保険料の滞納につながる可能性を減らすことができ、収納率の向上にも寄与する。</p> <p>○当市においても、被保険者に対する説明や収納対策に苦慮しているところである。当年度内に保険料額に変更があった場合には、両徴収への切替え(特別徴収と普通徴収)、または全額を普通徴収に切り替えることしか出来ない。特別徴収を行なうことができるようになれば、特別徴収が可能な対象者が増加し、普通徴収による納め忘れ等を防ぐことができ、保険料収納率の上昇も期待できる。</p> <p>○普通徴収になっていることに気づかず、保険料を滞納している場合がある。また、そのことに対する苦情がある。</p> <p>○当市においても、年度途中で保険料額に変更があった場合に被保険者の希望とは関係なく自動的に特別徴収に切り替わるために、被保険者からの苦情が多い。納付方法が変更されることについては被保険者にあてて都度通知してはいるが、気づかれないことも多く、滞りが発生するケースもある。仮徴収の時期だけでなく本徴収の時期においても特別徴収の金額変更を可能にすることは、被保険者の利便性の向上に加え、市区町村の収納率向上にも資するものであり、ひいては安定した制度の運営につながるものと考えられる。</p> <p>○特別徴収する保険料額は、7月に額が確定し、以降年度の保険料額が減額になると、特別徴収する保険料額は変更できず、普通徴収に変更して、保険料額を変更することになってしまう。年間の保険料額が減額になっても、特別徴収する保険料を変更して特別徴収を継続することができれば、被保険者にとってわかりやすい徴収方法となり、普通徴収時の納め漏れが減り、収納率の向上にも寄与する。</p> <p>○特別徴収されている被保険者の当該年度の保険料が変更になった場合、差額又は全額を普通徴収による納付に切り替えることしかできない。被保険者からの問い合わせ対応や納め忘れに伴う滞納整理事務が負担となっている。</p> <p>○特別徴収のまま金額変更できないため、特別徴収希望者への説明に苦慮している。</p> <p>普通徴収への切替により、未納が発生しやすくなる。</p> <p>○保険料が増額になると市町村は全額普通徴収か特別徴収との併徴か選択することになる。本県では特別徴収を継続するため併徴を選択することが多いが、被保険者にとって、併徴されるという徴収方法は分かりにくく、なぜ年金から引かれて納付書で払いに行かないといけないかという疑問を抱かれたり、二重に払っているのではないかと不安を生む元になっている。また特徴されたため、被保険者は未納との認識が無く、普通徴収分が未納につながりやすい。</p> <p>○被保険者は特別徴収を希望しているにも関わらず、普通徴収になることから、納付書または口座振替で納めることへの苦情も多い。</p> <p>○年度内に保険料額に変更があっても翌年度まで特別徴収金額の変更ができないことにより、普通徴収での納付期間が長くなることは、被保険者にとって利便性が悪く、未納保険料の発生にもつながりやすい。</p> <p>特別徴収における金額変更のタイミングを見直し、より多くの被保険者の徴収方法を特別徴収として継続することは、被保険者にとって利便性が向上するとともに分かりやすい徴収方法となることから、保険料滞納を防止し収納率の向上に寄与する。</p> <p>○特に顕著な事例としては、平成28年熊本地震に被災した被保険者に対する保険料減免が挙げられるもの。減免の適用により保険料額が変更となる中、特別徴収の金額変更ができなかったこと等により、普通徴収へと移行した被保険者の数は1万人程度にまでのぼり、納付通知書の発送後には問合せ数が大幅に増加したほか、普通徴収に移行した被保険者に対して送付した口座振替勧奨通知書や納付通知書、督促状等への反応が見られず、結果として保険料に未納が生じた被保険者においては、平成30年度及び平成31年度における被保険者証の更新時、短期証へと切り替わってしまった状況。なお、当該被保険者において特別徴収を再開することができたのは平成30年度4期(年金支給年月:平成30年10月)より。</p> <p>○国民健康保険よりも、納付方法の選択、手続き方法が複雑になっており、それを利用する被保険者にとっても、また説明する職員にとっても負担感は非常に大きい。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>御提案の後期高齢者医療保険料の特別徴収に関して、一度特別徴収に該当しないと判定された後に、年次処理(開始時期10月)以外のタイミングで早期に開始できるよう見直すことについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構等年金支払者においてシステム改修の費用負担や事務コストが発生すること ・仮に4月1日時点で抽出した特別徴収対象者情報以外に、毎月対象者全件の情報を送付することとした場合には年金支払者の事務負担が増大することともに、情報を受け取り、事務処理を行う市町村の事務負担も増大すること ・仮に介護保険料・国保保険料・市町村の住民税は現行通りの取扱いとした場合、日本年金機構等年金支払者において、別に特別徴収対象者の情報を管理するための事務負担が増大すること <p>等の課題があることから、日本年金機構等年金支払者や市町村等の関係者の意見を聞きながら、慎重に検討してまいりたい。</p>	<p>特別徴収各種異動情報データの国保連への送信は現在も毎月行っているため(喪失情報については毎期、年齢到達者の特徴開始については4期(10月)開始以外に1～3期(4・6・8月)開始もデータ送信を行っている)、市町村側にとっては新たな事務が発生するわけではなく、対象が増えるにとどまる(システム改修は要)。</p> <p>後期高齢のみ制度改正を行うことで、別に特別徴収対象者の情報を管理するための事務負担が課題となるのであれば介護保険や国民健康保険、市町村の住民税も合わせて変更することも考えられる。</p> <p>制度改正にかかる予算及び体制の確保のため、検討状況はなるべく公表いただき、実現する場合は各市町村へはなるべく早い段階でスケジュールをお示しいただきたい。また、それに伴う費用については国全体の問題であるため、国で必要な措置をとっていただきたい。</p>	<p>【海老名市】 事務負担増大との回答だが、納め忘れによる未納を防ぐための特別徴収が、切替のタイミングによってかえって未納を生じさせていることや、そのことについての苦情の対応に要する時間を鑑みれば、収納率向上及び職員の負担軽減につながると考える。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>御提案の後期高齢者医療保険料の特別徴収に関して本徴収のタイミングにおいても金額の変更をできるよう見直すことについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構等年金支払者のシステム及び市町村システムの改修の費用負担の発生が見込まれること ・特別徴収される金額が変更となる都度、年金支払額が変更となり改めて振込通知書の作成・発送等が必要となり、事務費用が増大することにあわせて何度も年金支払額が変更となることで受給者の混乱を招く恐れがあること等の課題があることから、今後、システム改修による費用や市町村等の事務負担等に配慮しつつ、日本年金機構等年金支払者や市町村等の関係者の意見を聞きながら、慎重に検討してまいりたい。 	<p>後期高齢の保険料額や収納方法が変更となることで年金支払額が変更となるのは当然で、現在も変更の振込通知書を作成・発送いただいている。また、金額の変更は所得更正や異動があった場合であるが、1人の被保険者について頻繁におこるものではないと考える。さらに、収納方法が特別徴収から普通徴収に変更となるより、特別徴収を継続できる方が受給者の混乱はより少ない。</p> <p>制度改正にかかる予算及び体制の確保のため、検討状況はなるべく公表いただき、実現する場合は各市町村へはなるべく早い段階でスケジュールをお示しいただきたい。また、それに伴う費用については国全体の問題であるため、国で必要な措置をとっていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業や求職活動等をしていない方の自立を促進する観点から、ご要望にかかわる児童扶養手当の一部支給停止については、制度維持すべきであるが、手続の簡素化については、御指摘等も踏まえて必要に応じて、検討して参りたい。</p>	<p>手続きの簡素化にとどまらず、減額措置が、自立促進のために、受給者や地方自治体の負担に見合う十分な効果をもたらしているのか、全国の追加共同提案団体からも同様の指摘が多く示されていることを受け止め、地方自治体へのヒアリングや施策効果の測定などを通じて全国的な検証を行った上で、減額措置に係る事務手続きの見直しの対応策を検討していただきたい。</p>	<p>【荒川区】 手続きの簡素化にあたっては、8月の現況届出時に就労が確認できれば添付書類をなしにできるなど事務作業を軽減してほしい。</p> <p>【八尾市】 「制度維持すべきである」とあるが、全国的にみても受給者、自治体ともに負担が大きく、手続きが形骸化している実態があることに鑑み、一部支給停止による自立促進効果があることが確認できない限り、制度廃止を視野に入れた抜本的な見直しの検討をお願いしたい。また、手続きの簡素化について検討していただく場合についても「必要に応じて」ではなく、「今年度中に検討の上、令和2年度中に実施」などスケジュールを明示していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
178	豊田市	戸籍法48条1項受理証明書の請求者の拡大および同条2項届書記載事項証明書の特別の事由の明確化	受理証明書について、請求できるのは、戸籍法48条1項に規定されている届出人だけとなっているが、出生や婚姻・離婚を証する証明書として受理証明書を求められるケースが多く、利害関係人にも発行できるように改正する。また、届書記載事項証明書について、戸籍法48条2項に規定されている特別の事由が具体的にどのような場合か明確にされおらず、発行可否を判断できないため、明確化を求める。	身分関係を証明する書類の提示を求められるケースとしては、児童扶養手当を受ける場合や、携帯電話の家族割りを申し込む場合等多岐にわたるが、戸籍がない外国人は、受理証明か届書記載事項証明によってしか身分関係を証明できない。そうした中において、受理証明の請求は届出人本人にしか認められていないため、届出人の委任状が準備できない場合や届出人が死亡してしまった場合等、届出人でない父母や子が必要としていても取得できないといった事態が発生している。また、届書記載事項証明は、在留資格の更新や婚姻・離婚の無効等、極めて限定された場合にしか取得できないことから、外国人住民は身分関係の証明が困難になっており、虚偽の使用目的で届書記載事項証明を請求し、トラブルとなる事態も発生している。	法務省	苫小牧市、ひたちなか市、桶川市、柏市、川崎市、高山市、浜松市、豊橋市、春日井市、西尾市、豊明市、京都市、島本町、徳島市、宮崎市	○受理証明の請求は届出人本人にしか認められておらず、委任状が準備できない場合や届出人が死亡してしまった場合等、届出人でない父母や子が必要としていても取得できないといった事態が発生している。また、届書記載事項証明は、極めて限定された場合にしか取得できないことから、外国人は身分関係の証明が困難になっている。 ○出生届の受理証明の届出人は父母のどちらかが通常だが、届出人とは別の配偶者が来た際に現状交付できない。成年被後見人がなくなって、後見人が裁判所に提出するために必要と請求をしにきたが、判断ができなかった。
179	豊田市	生活介護事業所における事業所外での社会参加活動の実施が可能な旨の明確化	生活介護事業所が、サービス提供時間中に、事業所外において定期的に社会参加活動等(※)を実施することができる旨を明確化していただきたい。 ※社会参加活動等:地域の社会資源を活用したサービス提供や、公園の清掃活動等の地域活動、企業等と連携した有償ボランティアなど	【支障事例】生活介護事業所が、サービス提供時間中に事業所外で社会参加活動等を実施する方法は、次の2通りである。 1 社会資源(既存施設)を活用したサービス提供を行う場合に、当該既存施設を事業所の一部(出張所)として指定する 2 利用者が行事等で外出した場合の取扱いに基づく しかし、行事等で外出した場合として取扱うことが可能である具体事例は示されていない。このことで、例えば以下の事例を行事等で外出した場合として取扱うことが可能であるか疑義が生じている。 (1)特定の時期のみ事業所の敷地外にある農地において農作業を行う場合 (2)利用者が定期的に事業所外における社会参加活動等に参加する場合 上記(1)、(2)はいずれも行事等で外出した場合として取扱うことが可能であるとえられる。しかし、そのことが明確に示されていないことで、指定権者毎に取扱いに差が生じ、事業所外における社会参加活動等の円滑な実施が妨げられる可能性がある。例えば、(1)のように一時的に使用する農地であっても出張所としての届出が必要であるという取扱いとすると、変更届提出の事務手続きが必要となり、事業者の負担が増加する。さらに、事業者が利用権を有しない(事業所の一部である出張所としての届出ができない)場所での活動が困難となり、利用者の活動内容が制限されてしまう。	厚生労働省	豊橋市、鳥取県、徳島市	○本市も同様に、生活介護事業所が、サービス提供時間中に事業所外で社会参加活動等を実施する方法について明確に示されていないことで、事業所外における社会参加活動等の円滑な実施が妨げられる可能性があると考えられる。 ○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について、生活介護に関する取扱いが明記されていないことから(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について 第二の1(4))、指定権者毎に取扱いに差が生じている可能性がある。 ○事業所以外での支援については、就労系のサービスにおいて、「施設外就労、施設外支援、在宅支援の場合は可」という規定が報酬告示に明記されているが、一方で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(以下「運営基準」という)74条に規定する「地域との連携等」として地域住民との交流等(清掃活動などの活動、あるいはレクリエーション行事等)を事業所外で実施した場合に報酬を算定できるかどうか明示されていない。本県では、現状、事業所外におけるこのような支援を就労訓練に資する場合などは認めているが、報酬告示と運営基準の規定の関係が必ずしも明確ではないため、この点を明確化しておくことが望ましい。
181	島牧村 【重点14】	指定小規模多機能型居宅介護における登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和	指定小規模多機能型居宅介護の定員29名を超えて35人まで登録しても、一定の期間は介護報酬の減算(70/100)を行わない。(通いの定員については、現行18人以下のところ、21人まで)(過疎地域指定や人口規模、サービス事業所の新規参入が見込めない等の条件付き)(関係法令に基づき、利用者増に対する職員の増員を行うことも条件)	島牧村では平成28年度の提案募集制度により、小多機能施設内で「要介護＝小規模多機能デイ」、「要支援＝総合事業通所型サービスA」によるサービスを提供できるようになったことから、島牧村の小多機能施設に登録できるのは「要介護」の方のみとすることになったが、24時間・365日のサービス提供となり、利用者の利便性が向上することから登録希望者が29人を超える可能性が危惧されている(今後、最大35人程度が見込まれる)。小多機能施設開設後に「要介護者」が村で受けられる他の在宅介護サービスは、村社会福祉協議会で行っている訪問介護(ヘルパー)だけという現状であることから、もし「通所介護(デイ)」や「短期入所(ショートステイ)」を必要とする要介護者数が30人以上となった場合、あふれた人々を救済する術がない状況となってしまう。これらの問題の解決策として、サービス事業所の新規参入及びサテライト型小規模多機能型居宅介護施設の活用について検討したが、現状、新規事業者の参入は見込めない状況であることや、新たな施設整備に伴う財政負担など解消が難しい課題がある。	厚生労働省	-	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>届書の受理又は不受理の処分は、届出人に対する処分であり、届出人が、特に創設的届出につき、受理により身分関係が形成されたことを明らかにする必要があること等から、戸籍法第48条第1項により受理・不受理についての証明書を市区町村長に請求することが認められている。したがって、この請求は、受理又は不受理処分の対象者である当該届出人以外の者には認めることができないものと考えられるため、要望に応じることは困難である。ただし、同条2項により、利害関係人は、特別の事由がある場合に限り受理した届書の記載事項証明書を取得することができることから、記載事項証明書により身分関係を証明することができる。</p> <p>届書記載事項証明書については、戸籍法第48条第2項において「特別の事由」がある場合に限り請求できるとされているが、請求理由が「特別の事由」に該当するかどうかは個別具体的な検討により判断されることから、明確化をすることは困難であると考ええる。</p>	<p>戸籍法48条第2項における、「特別の事由」に該当するかどうかは個別具体的な検討により判断されるとのことが、市町村判断で検討し発行可否を決めるということである。そうであれば、今回の支障については解決に至るものと思われるが、発行基準が明確になっていない以上、その都度照会をにかけては事務量や請求者の拘束時間が格段に増加することになる。</p> <p>実務的な部分も考慮したうえで、市町村判断でということであればその旨を明記していただきたい。</p>	<p>【春日井市】</p> <p>受理証明書は、届出の受理により身分関係が形成されたことを明らかにするものであるが、届出人に限らず親族等の利害関係人も必要となる場合がある。特に出生届については、父母は同順位の届出義務者であるにもかかわらず、届出人でない側が申請したが取得できずトラブルとなるケースがある。また、届書記載事項証明書については、請求の都度書式を作成することは困難であり、通常は届書の写しをもって交付しているが、受理証明書に比べ多くの個人情報に記載されている。受理証明書は、記載事項証明書より限定された内容であるにもかかわらず、申請者の範囲が記載事項証明書より厳格であることについては疑義があると考ええる。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>「障害福祉サービスに係るQ&A(指定基準・報酬関係)(VOL.3)」(平成20年3月31日付け事務連絡)問6において、「施設の事業計画又は利用者の個別支援計画に明記され、実際に職員が同行してサービスの提供を行ってれば」施設利用者が行事等で外出した場合、当該利用者の報酬は算定されると周知済み。</p>	<p>「障害福祉サービスに係るQ&A(指定基準・報酬関係)(VOL.3)」(平成20年3月31日付け事務連絡)問6において、施設利用者が行事等で外出した場合、要件を満たせば当該利用者の報酬は算定されると周知済みであることは御指摘のとおりであるが、当該Q&Aにおける「行事等で外出した場合」として取扱うことが可能な活動の範囲は明確にされていないと考える。</p> <p>当市内の生活介護事業者からも、事業所外での活動(ボランティアや農作業等)を日常的な活動として実施したいという相談が寄せられているが、所謂イベント的な外出ではなく、日常的に事業所外でサービス提供することを「行事等で外出した場合」として取扱うことが可能かどうかについて、判断に苦慮しているのが現状である。</p> <p>日常的・定期的な事業所外でのサービス提供であっても、要件を満たせば報酬の算定が可能であると明確に示されることで、地域に開かれた事業所運営や障がい者の地域参加が促進されることが考えられる。</p> <p>よって、日常的・定期的な事業所外でのサービス提供を行う場合であっても、「障害福祉サービスに係るQ&A(指定基準・報酬関係)(VOL.3)」(平成20年3月31日付け事務連絡)問6において示された要件を満たせば、「行事等で外出した場合」として取扱うことが可能である旨について、通知を发出する等、明確に示されたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>小規模多機能型居宅介護は、家庭的な環境と顔なじみの関係のもとでのサービスが認知症ケアに効果的であるという宅老所等の実践から生まれたサービス類型であり、そうした経緯や他の地域密着型サービスの定員を踏まえ、登録定員を29名以下と設定している。</p> <p>登録定員を超えた場合は、サービスの質の低下を来すことから、災害時等やむを得ない場合を除いては報酬を減額することとしており、また、とりわけ小規模多機能型居宅介護においては、家庭的な環境やなじみの関係のもとでサービスが提供されることが重要であるところ、定員の見直しはそうしたサービスの根幹に関わる問題であることから、慎重に検討する必要がある。</p> <p>今般のご提案は、一定の期間減算を行わないこととするというものであるが、一旦登録する以上、一定期間の経過後に事業所がコントロールして定員超過の状態を解消していくことは事実上困難であることから、当該取扱いは、実質的には恒常的な登録定員の拡大につながるものと考えられる。</p> <p>登録定員の拡大については、第138回社会保障審議会介護給付費分科会(平成29年5月12日)において議論が行われ、「安全面、サービスの質という観点から極めて慎重に扱うべき」といった意見をいただいたことから、実施すべきでないとの結論を得たところである。</p> <p>また、恒常的に利用者が見込まれる状況であるならば、いかに当該地域における介護ニーズに応じたサービス提供体制を構築していくかが検討されるべきであることから、小規模多機能型居宅介護事業所に限らず、他の居宅介護サービスの整備、サテライト型事業所の設置、基準該当サービス、離島等相当サービス、市町村特別給付といった既存の特例制度の活用や、地域医療介護総合確保基金による「介護施設等の整備に関する事業」の活用も含め、総合的な対応を検討していくべきものと考ええる。</p> <p>したがって、現時点においてご提案の取扱いを認めることは困難である。</p>	<p>① 安全面・サービス面の質の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当村の小規模多機能型居宅介護(以下「小多機」)事業所の居間及び食堂の広さは、登録定員等の上限を提案のとおり見直しても、1人当たり3㎡以上余裕をもって確保できる。また、小多機の「通い」の人員については、定員増に応じて現行の人員基準どおり増員の予定であり、かつ、以前実施していた通所介護の人員基準より高い。以上のことから、安全面・サービス面での質は十分確保できると考える。 ・加えて、当村の小多機事業所は、利用者やさらには地域住民とのつながりを強める取組をしているほか、以前実施していた通所介護では、利用者20人のときでも楽しく過ごせるよう十分に配慮した結果、利用者の満足度も非常に高いものであったことから、「通い」の定員が21人となっても「家庭的な環境」や「顔なじみの関係」が損なわれることはない。 <p>② 恒常的な登録定員の拡大に繋がる懸念について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当村は、人口減少が続いており、小多機利用者数についても10～20年後には上限29人でも常時定員割れすることが濃厚である。反面、人口ボリュームがある「団塊の世代」が後期高齢者となっていくことから、一時的かつ少数の定員超過となる可能性が高い。また、小多機は「終の施設」ではなく、要介護度の進行に伴い「施設入所」による退所も起こるため、恒常的な定員超過の状態にはならないと考える。 <p>③ 介護ニーズに応じたサービス提供体制の構築について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次回答において列挙された各種制度については、いずれも当村においては新たなサービスの担い手を確保できず、活用できない。したがって、提案のとおり「既設ハード・マンパワー」の活用でサービスの拡充・充実をしていくしかない。 ・過渡的に発生する数名の定員超過のためにサテライト型事業所を整備することは不合理的と考える。 	<p>—</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員は「従うべき基準」となっている。「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
183	大分市、別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	公的年金の特別徴収における還付金の取扱いにかかる地方税法施行規則の改正	地方税法施行規則を改正し、年金支払報告書の様式に口座情報に関する項目を設けることで、市町村が日本年金機構等より口座情報の提供を受けることが可能となるよう制度を改正する。また、併せて扶養親族等申告書の様式に口座振込に係る同意欄を設ける。	年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の仮徴収分において還付金が発生した場合、市町村において本人へ通知のうえ還付を行っている。還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。なお、本市の還付対象は約6,000件(4月:2,000件、6月:3,000件、8月:1,000件)あり、振込エラーは100件程度発生している。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。	総務省、厚生労働省	旭川市、ひたちなか市、小川町、台東区、川崎市、海老名市、小千谷市、諏訪市、浜松市、島田市、蒲郡市、寝屋川市、南あわじ市、串本町、山口市、徳島市、高松市、八幡浜市、新居浜市、五島市、中津市、宮崎市	<p>○当市では、毎年約1,100件程度の年金仮徴収の還付が発生し、還付口座が不明の人が多いため、まずは還付通知書ではなく、還付対象者全員に還付発生連絡通知と口座振替依頼書を送付し振込口座の確認を行っている。市県民税の当初通知書に口座振替依頼書を同封するため、準備期間が短いことや、振込口座の電話連絡の対応も件数が多く繁忙である。当市も、対象者から年金振込口座がなぜわからないかという質問を多く受ける。加えて、判明した振込口座の入力後(8月中旬)に還付が可能となるため、当初通知と還付までにかかる時間を要しその間振込はいつかとの間合わせも多い。事務の効率化及び、還付対象者の負担軽減、スムーズな還付のため、年金振込口座の情報提供が可能となる制度を希望する。</p> <p>○毎年、公的年金の特別徴収分について還付が大量に発生する。還付金の振込先の口座情報の取得に郵便料、用紙及び封筒の消耗品代並びに印刷費用がかかり、事務も煩雑になっている。提案が実現すれば、還付該当者にとっても、請求書の記載等の労力がなくなり、負担軽減につながる。</p> <p>○当市の仮徴収分の還付対象者のうち、還付先口座の確認依頼が必要となるものは全体の半数に及んでいる。年金受給者が現に年金給付を受けている口座情報を得ることができれば、還付先口座の確認事務が軽減されるとともに、振込エラーの発生を抑制することができる。また、市民にとっても手続きを行う必要性がなくなり、年金受給口座への還付により還付金の把握が容易になると思われ、市民サービスの向上につながると思われる。</p> <p>○当市の還付対象は平成30年度で約4,600件(4月:1,400件、6月:1,800件、8月:500件)である。当市では還付にあたって、過去に市税の還付を受けたことがある者、市税の口座振替をしている者については口座情報を照会することなく、当該口座に振り込む旨を通知の上で振込を行っている。上記に当たらない者は文書で口座照会を行うが、記載誤りや口座解約などのエラーを合計しても振込エラーは20件前後である。電話問い合わせについては、口座照会の記入方法を確認するものが大半である。年金振込口座の情報提供がされれば基本的に口座照会が不要となる。</p> <p>○当市では、年金受給対象者に係る市税(料)の特別徴収において還付金が発生した場合、本人へ通知のうえ還付を行っている。還付を行うにあたり必要な口座情報を把握していない場合は、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、返信ない場合は還付ができず還付未済金となってしまいうちも大きな課題の一つとなっている。</p> <p>○当市では、年金特徴徴収分の還付が約3,800件(4月:1,600件、6月:1,800件、8月:400件)あり、振込エラーに関しては、疑問に思う点があれば過去の還付振込履歴等と照らし合わせるなどして最小限に抑えてはいるが、還付振込依頼書での記入不備(漏れ)や押印漏れによる返送件数が通常分の還付と比べ多いため、返送することにより還付の遅れや、再送がない場合もある。また、年金特徴徴収分は4・6・8月分と最大3回あるため、還付対象者の市民から「口座情報といった個人情報(毎年)何度も書かせないでほしい」、「年金から天引きした税金だから、年金の振込口座へ還付してほしい」等といった要望も多い。制度改正により、振込エラーを始め、不備による再送により還付の遅れや、再送が無く還付未済金となる件数の軽減など、手続きを減らすことや迅速な還付が出来ることから、市民サービスの向上が期待出来る。</p> <p>○還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。なお、本市の還付対象は約700件あり、振込エラーは10件程度発生している。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。</p> <p>○還付通知時に口座振込依頼書を送付しているが、記載誤りの確認作業や依頼書が返送されないことがあり、還付までの期間が長くなる場合がある。確実な口座情報を得ることで正確な還付処理事務ができ、還付未済の大幅な減少につながる。</p> <p>○当市においても口座情報が把握できていないため、還付の手続きが煩雑になっている。</p> <p>○当市においても、還付対象は約1,500件あり、対象者へ通知書と口座振込依頼書を郵送し返信を求めている。しかし、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっているだけでなく、対象者からは、「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。日本年金機構等から口座情報の提供を受けることが出来るようになった場合、口座情報を取得する手段、管理、取り込みに対するシステム改修費の発生や還付誤り等の可能性も考えられるが、提案内容と比較考慮した場合、制度改正は必要だと考えている。</p> <p>○還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。なお、本市の還付対象は約3,000件(4月:1,100件、6月:1,800件、8月:100件)あり、振込エラーは数十件程度発生している。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。</p> <p>○当市も同様に、還付処理を行う際、口座情報の確認に人的、時間的なロスが発生している。</p> <p>○当市においても同様に口座情報を把握していないため、本人へ通知の上還付を行っているため、同様の支障がある。</p> <p>○提案の実現により、当市においても還付通知への口座振込依頼書及び返信用封筒の同封、返信後の口座情報のシステム入力など、事務負担の軽減が見込まれる。また、返信用封筒に係る印刷製本費や通信運搬費の削減も期待できる。(※当市の還付件数…約850件)</p> <p>○当市でも同様に昨年1,153件の還付が発生しており、対象者に還付先を問い合わせている。口座情報について返信を求めているが返信がない、振込エラーが発生するなど事務に支障をきたしている。また、他市同様「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせを何件かいただいている。</p> <p>○年金受給対象者に係る住民税の特別徴収において、還付金が発生した場合、市から還付対象者へ通知のうえ還付金支払処理を行っている。市が口座情報を把握している場合は、その口座へ還付通知とともに還付金支払を行っている。しかしながら、口座情報を把握していない場合、還付対象者へ一旦、還付通知を送付し、口座情報の連絡を受けた後に還付金支払処理を行っている。また、還付通知を送付してもなかなか返信がない場合は、再通知等を行うなど事務負担が大きくなっている。</p> <p>○還付未済者に勧奨状や請求書を発送しており、その事務負担が大きい。対象者本人の口座情報記載誤りにより振込不能となることも多く、その対応にも労力を要している。</p> <p>○還付金が発生する方で振込口座が不明の方については、過誤納金還付通知を送付し、口座振込依頼書を提出してもらおうようにしているが、返送がなく還付できない場合がある。</p> <p>○当市の対象件数(平成30年度)は2,824件(仮徴収4月分:1,017件、6月分:1,386件、8月分:421件)</p> <p>○毎年4月6月分の仮徴収分にかかる年金特徴の還付を7月下旬に合わせて発送している。</p> <p>約2,000通発送して既に口座登録をして頂いている方が600人程で残りの1,400人に対しては振込口座の登録用紙を同封しているが、対象者が高齢の為、記入誤りが多々発生して振替金融機関からの口座記入誤りの指摘がある。この時期、毎年約30件の振込が出来ずにいて、正しい口座番号の間取りも困難な場合があり確認作業に手間取っている。</p> <p>口座番号が事前に分かっていれば、口座記入用紙と返信用封筒の同封作業も要らず、印刷と郵送経費も少なくて済む。さらに事後の事務処理がスムーズに行える。</p> <p>○当市の還付件数は多いときで月200件程度。</p> <p>○当市においても同程度の件数の還付対象があり、通知発送後に対象者より「年金を受け取っている口座に還付してほしい」という要望の問い合わせもある。</p> <p>○当市においても、個人市民税・府民税納税通知書(当初課税分)の送付後、還付通知書を送付しており、4月分:約7,500件、6月分:約10,000件を送付している。提案内容としては、受給者が年金支払報告書の様式に記載した口座情報を日本年金機構より提供を受けることで、市町村が対象者に口座情報の確認を行う事務が無くなり、一定事務の軽減となる。日本年金機構から提供された口座情報を用いる場合、税務事務システムの課税側のサブシステムに連携される還付対象者情報を還付処理に結び付け、過誤納データ作成時に口座情報を連携し支払いを行い、還付通知のみを作成する処理に改修を行うことで事務の効率化が望めるものの、改修が課税・収納の各サブシステムに及ぶことから、大規模な改修となる可能性があり、予算の確保が懸念される。</p> <p>○当区においても、仮徴収分にかかる還付件数が、約1,000件程度である。税務部門が口座情報を得ることで、振込エラーに対する対応が早くなり区民サービス向上につながると思われる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>ご要望については、以下の状況を踏まえると、実現は困難と考えている。</p> <p>○扶養親族申告書については (ア) 年間の支払年金額一定額以上(65歳以上は158万円以上)の者にしか送付されていないこと (イ) 令和2年分より基礎控除・公的年金控除のみの適用者は提出不要となること (ウ) 確定申告を行うといった理由で一定数の未提出者が存在することから住民税の特別徴収対象者とはその対象者の範囲を異にしている。</p> <p>○扶養親族申告書の提出時点では翌年に特別徴収の対象者となるか、さらに実際に還付が発生するかどうか不明である(実際に平成31年分の住民税の特別徴収対象者数は約300万人であるのに対し、同じく平成31年分扶養親族申告書の送付件数は約835万件となっている)。</p> <p>○様式を変更し、一律に同意欄を設けチェックさせることは、年金受給者にとって新たな負担となり得る。(申告書の様式について、過去個人番号制度の導入時に様式を変更したところ、新しい様式に不慣れで提出が遅れる者が多発した経緯がある。)</p> <p>なお、仮に還付対象となった場合でも、受給者からの扶養親族申告書の提出時期、年金支払者の公的年金等支払報告書の提出時期、実際に還付が発生する時期はそれぞれ異っており、扶養親族申告書の提出後や年金支払者が公的年金等支払報告書を提出した後に受給者が年金受取口座を変更していることも考えられる。</p>	<p>今年度は、4月分還付金として5,800件の還付通知を発送し、2週間で約2,900件の還付金振込依頼書が返送された。この間に、口座登録業務等、担当2名に対し時間外勤務が約150時間発生した。また、「年金から天引きしているのになぜ口座情報を知らないのか」等のクレームを含む約350件以上の問い合わせにも対応している。</p> <p>さらに、事前に口座登録のあるものも含め、約4,800件振込処理をし、約60件が振込不能となり、口座情報の調査に時間を要している。</p> <p>今回、実現が困難である理由の1点目として、特別徴収の対象者とは、範囲を異にしているとあるが、重複する者も一定程度見込まれるため、仮にその還付対象者の口座情報を得ることができれば、口座登録業務等の時間削減が期待される。また、振込不能も発生しない。還付を受ける市民においても、手続きが不要となり、問い合わせの件数も減少することが考えられるため、対象範囲が異なっても効果は大きいと考えている。</p> <p>2点目については、情報提供を受けた口座情報は、還付が発生したときのみ使用するものと考えているため、可能な限り情報を提供していただいて問題ないと考えている。</p> <p>3点目として、年金受給者に対し様式変更が新たな負担になるのであれば、様式を変更するのではなく、年金受取口座の情報を自治体へ情報提供できるような法改正も検討していただければと考えている。また、新たな負担が発生するとしても、それ以上に、見込まれる効果(市民サービスの向上や事務負担の軽減)が大きいと考えている。</p> <p>他の市町村も同様の問題を抱えており、この提案が実現すれば、業務改善及び時間外勤務の削減により、働き方改革の推進にも寄与するのではないかと考えている。</p>	<p>【海老名市】 扶養親族申告書の様式に追加する件については理解したが、年金振込口座指定時に当該口座を還付口座とすることの同意を得る等、検討を進めていただきたい。</p> <p>【寝屋川市】 当該提案事項は、市区町村の事務の効率化を図ることができるものであり、また、年金受給者の方にとっても口座振込同意欄にチェックを記入するのみで、今後年金受給者の方に還付が発生した際、市と年金受給者の方との間で執り行われる事務作業との煩雑さを比較すると、著しい負担軽減になると考えます。</p> <p>なお、「受給者が年金受取口座を変更している場合…」という懸念も、市と年金受給者の方との間における事務作業にあっては常にその可能性はあるため、現状と同様個々に対応していくこととなり、当該提案事項そのものが年金受給者の方に不利益を及ぼすものではないと考えます。</p> <p>当該提案事項について改めて前向きに検討していただきたく要望いたします。</p> <p>【五島市】 年金仮徴収分にかかる還付については、どこの市町村においても対象者の口座情報を把握していない場合、対象者に通知書と併せて口座振込依頼書を送付し、還付完了までかなりの時間を要し、件数も多いため業務が繁忙となり苦慮しています。各市町村自治体が日本年金機構等からの年金受給口座情報の提供を受けることが可能となれば、対象者への速やかな還付が見込まれ、各市町村自治体にとっては事務の効率化と経費削減が見込まれることから本市においても今回の提案を希望しています。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
186	尼崎市	公共土木施設災害復旧事業における合併施行を行う場合の設計変更手続の迅速化	原形復旧に係る災害復旧事業と、同事業採択時の施設の形状・材質等を変更・追加し、施設の効用を増大させる他の事業とを合併して行う場合には、まず原形復旧に係る災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る設計変更協議を受けなければならない。この合併施行に係る設計変更協議については、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施する等の柔軟な対応を可能とし、合併施行の場合であっても迅速な事業実施を可能とする。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法における災害復旧事業において、災害にかかった施設を原形に復旧することが可能な場合の復旧工法の採択限度は、原形復旧までを原則としているため、施設の効用を増大させる部分の事業については、地方単独費で行うこととなる。この場合の事務手続きについては、一度、原形復旧を行う仮定の設計書を作成し、災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る本来の設計書を作成し、設計変更協議を行わなければならない、事務手続きが煩雑で多くの時間を要する。例えば、当市では、平成27年の豪雨による水位上昇で河川敷緑地の園路の土砂が流出し、原形復旧工事を施したが、昨年同様に被災したため、再度の被災を防ぐべく、真砂土にセメントを混合し固化する事業を市単独費で施行することを決めた。被災は昨年7月であり、災害査定は12月に実施されたが、その後の合併施行による設計変更協議は3月から始まり、5月末現在も続いている。このように、災害査定を行った上で改めて合併施行による設計変更協議を行う現行制度では、事業を早期に着手することができない。	農林水産省、国土交通省	福井市、大阪府、岡山県、松山市、新居浜市	○合併施行の申請手続き等が煩雑であるため、施設の効用を増大させる部分の事業については、災害査定後の設計書には入れず工事発注を行い、別工事で地方単独費にて対応している。そのため、合併施行を行う場合でもその費用を按分して災害査定を受けることが可能になれば、事務の簡素化に繋がると考える。 ○当都道府県にも同様の支障事例があり、災害査定時からあらかじめ合併施行を行う項目が判明している場合は、地方単独費で行う合併施行分を含めて査定決定を受けることで設計変更協議に係る時間・手間を軽減することが可能となり、災害復旧事業の迅速な施行が可能となる。査定決定後に合併施行を実施する必要が生じた場合は従来通りとする。
187	兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点22】	地域未来投資促進法等に基づく計画を作成して工業団地等を拡張する場合の農用地区域からの除外における弾力的な運用	【現状】平成29年7月、地域経済を牽引する産業の立地・導入を促進し、地域創生を推進するため、地域未来投資促進法及び農村産業法が施行された。しかし、地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して、工業団地や工場を拡張しようとしても、拡張予定地が農業振興地域内農用地区域の場合は、当該法律の基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な以下の条件を満たす必要がある。 ①農用地区域外での開発を優先すること ②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること ③面積規模が最小限であること ④面的整備を実施して8年経過していない農地を含めないこと ⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること 【支障事例】当該法律の基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な条件は、農振法第13条第2項で規定されている農用地区域からの除外の5要件とほぼ同様であることから農用地区域からの除外が困難であり、地域の企業立地ニーズに対応した土地利用ができていない。特に農用地区域外での開発を優先することの条件が一律に適用されており、工業団地の拡張時の支障事例となっている。加東市は工業団地の隣接地に拡張を計画し、予定地が農用地区域であるため、農村産業法の活用も視野に入れて調整を行った。しかし、用地造成に係る経済性や企業の立地ニーズは斟酌されないため、農用地区域以外での開発を優先させるという要件を満たせず、計画の見直しをせざるを得ない状況となっている。また、農用地区域からの除外を行う場合、代替農地の確保を求められるが、市内には既に一団の新たに指定できる農地は残っていないことも大きな障壁となっている。	農林水産省、経済産業省	盛岡市、山形市、川崎市、新潟市、大垣市、豊橋市、岡山県、八代市	○国による規制にしばられることなく、地方創生・地方自治の主体性・自主性を尊重すべく、自治体の責任において、今後、圃場整備の計画がなく農業としての発展が見込めない農振農用地については、地域未来投資促進法による自治体の基本計画により、農振除外を行い、開発をスムーズに行えるよう変えていく必要がある。但し、自治体による乱開発や職権乱用を防ぐため自治体の基本計画に対する国の同意は絶対条件とし、計画の進捗具合と適正な農地の維持管理、計画の成果を国がチェックする仕組みを構築する必要がある。 ○当市は、市街化区域に空き用地が不足していることから、事業拡大に伴う拡張・移転の際に候補地が農用地区域になってしまうケースが多い。しかし農用地区域からの除外が困難であるため、事業者から当該法律の支援内容である規制の特例措置を利用したい旨相談を受けるが、他市支障事例にもあるように事実上利用できないため、事業拡大及び地域経済の発展の支障事例となっている。 ○現在、土地改良事業等完了後8年未経過の農地は、農用地区域内農地からの除外ができず、転用することが困難な状況にある。また、農村産業法及び地域未来投資促進法のいずれの法律を活用する場合においても、土地利用の調整が必要な農地を区域に含むケースでは、区域設定に当たって、農村産業法では実施計画策定、地域未来投資促進法では基本計画策定の際に、事業者の立地ニーズを踏まえた面積規模とするよう定められているが、工業団地整備後に公募によって立地事業者を決定する計画の場合には、整備着手前の時点では事業者の立地ニーズが確定しておらず、両法の仕組みが活用できない。面的、線的整備に関わらず、8年未経過の受益地に係る「農用地区域内農地」からの除外を可能とする措置を求める。 ○地域未来投資促進法において、農用地区域からの除外や農地転用が可能となる特例措置があるが、農用地区域について土地利用調整計画を作成する前には、土地利用調整を整えておかなければならない。土地利用調整においては、農振法第13条第2項に規定されている、農用地区域からの除外の5要件とほぼ同様であるため、農用地区域からの除外が困難であることから、土地利用についての課題となっている。 ○地域未来投資促進法を活用して、高速道路のインターチェンジ周辺のまとまった広さの土地(農振法で規定されている農用地区域)で企業の立地を進めようとしている。しかし、土地利用の調整に関する部分を除いて、地域経済牽引事業として承認される要件を満たす事業計画を具体化しても、従前どおり、農振除外や農地転用関係部局との調整等を行う必要があり、相当の期間を要することから、企業の立地ニーズに合わなくなったり、現基本計画の期限までに地域経済牽引事業の要件(高い付加価値の創出・経済効果)を満たす事業計画とすることができず、企業立地の機会を失うおそれがある。提案団体の求める、基本方針①の取扱いを含め、農用地区域からの除外における弾力的な運用がなされれば、迅速な対応が可能になると考える。 ○すでに支障事例に記載があることに関連し、当市においても企業進出の際の用地検討で支障となる可能性が高い。 ○現在、当市では産業等用地が不足しており、将来的に既存工業団地の拡張や企業の増設が見込まれることから、提案事項に賛同するものです。 ○現在、市内外を問わず、企業から産業団地の空き分譲地に関する問い合わせがあるものの、市内すべての産業団地で分譲が完了しており、希望に応えることができない状況が続いている。 また、産業の活性化と魅力ある雇用機会の創出のためには、企業誘致や市内企業の業務拡大による移転拡充の受け皿として、さらなる用地の確保が必要となっているが、その動きにも支障を来している状況にある。 そのような中、最近、市内企業からは、今後事業を拡大する上で現在の事業用地では狭く、市内での移転拡張用地を求めているといった相談が数件寄せられている。しかし、交通アクセス、周辺環境、希望面積等の企業ニーズを勘案すると、立地希望場所が農振農用地区域内農地を含んだ市街化調整区域であり、農振法や農地法、都市計画法などの規制から、開発の実現が困難となっている。このままの状況では、これまで本市の産業振興や地域牽引に貢献していた企業が近隣自治体へ流出してしまう事態が懸念される。 このようなことから、地域未来投資促進法や農村産業法を活用した土地利用調整は、産業用地の確保に有効な手段と考えられるため、より活用しやすい制度への改正を求めたい。	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【農林水産省】 災害復旧事業においては原形復旧が原則であり、その費用確定のため原形復旧に係る設計書作成は不可欠である。具体的な支障事例の内容は河川事業であり当省所掌ではなく、要望にあるような事業は近年把握していないが、災害復旧事業と併せて施設の効用増大を行う場合の支援として災害関連事業がある。この災害関連事業の実施にあたっては、災害復旧事業と災害関連事業では補助率が異なることから、それぞれについて災害査定を行う必要があるが、これらの申請を同時に行い、査定することで事業を早期に着手することが可能となっている。</p> <p>【国土交通省】 合併施行とは、災害復旧事業と他の事業を合併して施行することをいい、国土交通大臣の同意に係る設計変更の手続きが必要です。(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条第5項) ご提案の、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施することについては、災害査定を実施して災害復旧工事費を確定させた後でないと、施設の効用を増大させる部分が不明確であるため、困難です。</p>	<p>本提案は、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施する等の柔軟な対応を求めるものであり、原形復旧に係る設計書の作成を省略することまでを求めるものではありません。</p> <p>当市の想定では、災害査定の実施方法として、原形復旧に係る原形復旧設計書と施設の効用を増大させる部分の工事を含めた合併設計書を併せて提出することにより、合併施行が災害復旧事業の目的を達していることや、合併施行により施設の効用が増大することの査定を受けられるほか、国が最終的に原形復旧の費用として負担する事業費を災害査定段階で確定することが可能になると考えます。</p> <p>設計変更協議については、政令第7条において、災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更をしようとするとき、主務大臣と協議することが規定されているところ。現状、原形復旧を行う仮定の原形設計書により災害査定が行われているため、合併施行の場合は、改めて合併設計書を作成し、設計変更協議を行わなければなりません。しかし、本提案が実現されれば、事業費の決定の基礎となる設計に変更が生じないことから、設計変更協議を要さなくなり、もって合併施行の場合であっても迅速な事業実施が可能になるものと考えます。</p> <p>さらに、合併施行の場合において、災害査定時の積算単価に変動が生じたとき、従来は、積算単価の変動を原形復旧設計書に反映した上で合併設計書との変更対照表を作成する必要がありました が、積算単価の変動については、一定の条件の下で軽微な変更として、設計変更協議を不要としているところ。本提案が実現されれば、これらの作業が不要となり、効率化に繋がると考えます。</p> <p>なお、農林水産省から、災害関連事業に係る回答が示されましたが、本提案における支障事例は公園事業であるため、災害関連事業の対象とはならない旨申し添えます。</p>	<p>【大阪府】 あらかじめ合併施行を予定している場合は、災害査定時に原形復旧に係る災害復旧工事費と合併施行に係る内容・金額を併せて査定決定することで迅速な事業実施が可能となるので改善の余地があるのではないかと考えます。</p> <p>また、単独費で実施する合併施行や簡易な変更協議を地方整備局で実施することができれば、協議に要する期間の短縮に繋がりがり行政の効率化を図ることができる。</p>	<p>【全国知事会】 施設等の災害復旧については、単なる原形復旧にとどまらず、将来の利便性や安全性の向上のため改良復旧事業の要件緩和など必要な措置を講じ、強靱な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、提案内容の実現にあたっては、迅速な事業を可能とする観点から、査定時の混乱を招かないようにすること。</p>
<p>現行では、地域未来投資促進法及び農村産業法の計画に基づき、やむを得ず農用地区域内の農用地に工業団地等の開発用地を求める場合については、「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」(農振法第10条第4項、政令第8条第1項第3号)として、農用地区域からの除外が可能となっている。</p> <p>また、これらの法律に基づき国が定める基本方針においては、平成29年のこれらの法律の一部改正の際の国会の附帯決議において、「…国が定める基本方針において、市街化区域内など農用地区域外での開発を優先すること…を明記すること。」とされたことを踏まえ、その旨明記するとともに、やむを得ない場合には、土地利用調整区域又は産業導入地区に農地を含めることができることとしている。</p> <p>このため、現行制度の下においても、農用地区域外での開発が困難で、やむを得ず農用地区域内に用地を求めるような工場用地の拡張等では、重点促進区域等に農用地区域内の土地を含めることが可能となっている。</p> <p>御提案のような事例が発生していることを踏まえ、農用地区域以外での開発優先の原則にかかわらず、やむを得ず農地を含める場合の判断基準について、通知により明確化を図るとともに、担当者会議等においてその旨を周知することとしたい。</p> <p>なお、提案書中具体的な支障事例において、「農用地区域からの除外を行う場合、代替農地の確保を求められる」との御指摘があるが、農林水産省においては、農用地区域からの除外を行う場合、代替農地の確保を求めるような指導等は行っていないことから、その旨を担当者会議等で周知することとしたい。</p>	<p>地域未来投資促進法は、地域における産業の集積等の地域特性を活かし、経済効果を及ぼす事業を促進することにより、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的としている。また、農村産業法は、農村地域へ導入される産業に農業従事者が就業することを促進することにより、農業と産業の均衡ある発展を図ることを目的としている。いずれも法に基づく事業計画の推進に当たっては、農業との調和が図られるよう、土地利用調整の仕組が整備されている。</p> <p>第一次回答では、土地利用調整について通知により判断基準を明確化することを提示していただいた。</p> <p>地域においては、農業や第二次産業、第三次産業の就業人口、生産額、将来的な見込みなど、経済的・社会的な条件は大きく異なっているのが実情である。</p> <p>通知において、やむを得ず農地を含める場合の判断基準を明確化いただくに当たっては、地域によって農業構造や産業構造が異なることに鑑み、厳格な判断基準を列挙するのではなく、農業振興と産業振興との調和を保ちつつ、地域の多様な実情を踏まえて、農用地区域からの除外が必要な場合は、都道府県知事の判断により除外が可能となる内容となるよう配慮いただきたい。</p> <p>また、通知発出前に、地方分権改革有識者会議と十分協議を行い、実効性が確保されるようにされたい。</p>	<p>【岡山県】 回答のあった、「農用地区域以外での開発優先の原則にかかわらず、やむを得ず農地を含める場合の判断基準について通知により明確化を図る。」ことによつて、これまでよりも土地利用調整が迅速かつ円滑に進むことを期待する反面、その“明確化”によつて一層厳格な運用となることを危惧する。</p> <p>地域が実情に合わせて、守るべき農地は守りつつ、開発適地については地元意向を踏まえ開発を行うことを判断し、スピード感を持って地域の成長発展の基盤強化を図るためにも、地域未来投資促進法を活用して実施する事業計画にやむを得ず農用地を含める場合、基本方針①の取扱いを含め農用地区域からの除外については、地域の自主性と自立性に鑑みて、迅速かつ円滑に進むよう、地方公共団体が弾力的に運用できる内容としていただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>